

目 次

◎会議録第1号（12月10日）議案説明

開 会	5
開 議	5
日程第1	会議録署名議員の指名 5
日程第2	会期の決定 6
日程第3	諸般の報告 6
日程第4	報告第6号 専決処分の報告について（R5－6雨対第 1号－1 筒井地区幹線排水路改修工事変 更請負契約の締結について） 6
日程第5	議案第78号 専決処分の承認を求めることについて（令 和6年度松前町一般会計補正予算（第3 号）（専決第4号）） 7
日程第6	議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例 9
日程第7	議案第80号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例 10
日程第8	議案第81号 松前町企業立地促進条例 11
日程第9	議案第82号 松前町工場立地法第4条の2第1項の規定 に基づく準則を定める条例の一部を改正す る条例 13
日程第10	議案第83号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指 定について 14
日程第11	議案第84号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更につい て 15
日程第12	議案第85号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の 脱退に伴う財産処分について 15
日程第13	議案第86号 令和6年度松前町一般会計補正予算（第4 号） 16
日程第14	議案第87号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第3号） 17
日程第15	議案第88号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第3号） 17

散 会	19
-----	----

~~~~~

◎会議録第 2 号（12月16日）一般質問

|             |               |
|-------------|---------------|
| 開 議         | 24            |
| 日程第 1       | 会議録署名議員の指名 24 |
| 日程第 2       | 一般質問          |
| 1 番 重松 知之議員 | 24            |
| 13番 藤岡 緑議員  | 28            |
| 5 番 渡部 恵美議員 | 36            |
| 3 番 池田 幸子議員 | 43            |
| 10番 影岡 俊範議員 | 47            |
| 2 番 池内 邦仁議員 | 52            |
| 散 会         | 56            |

~~~~~

◎会議録第 3 号（12月23日）委員長報告

開 議	63
日程第 1	会議録署名議員の指名 63
日程第 2	議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例 63
日程第 3	議案第80号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例 64
日程第 4	議案第81号 松前町企業立地促進条例 65
日程第 5	議案第82号 松前町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定 に基づく準則を定める条例の一部を改正す る条例 66
日程第 6	議案第83号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指 定について 67
日程第 7	議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更につい て 68
日程第 8	議案第85号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の 脱退に伴う財産処分について 68
日程第 9	議案第86号 令和 6 年度松前町一般会計補正予算（第 4 号） 70
日程第10	議案第87号 令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計補

		正予算（第3号）	70
日程第11	議案第88号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）	70
追加日程第1	議案第89号	松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	74
追加日程第2	議案第90号	令和6年度松前町一般会計補正予算（第5号）	75
追加日程第3	議案第91号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	75
追加日程第4	議案第92号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	75
追加日程第5	議案第93号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）	75
閉 議			78
町長挨拶			78
閉 会			79

12月10日（第 1 号）

令和6年松前町議会第4回定例会会議録

令和6年12月10日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	柏原 正
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	山田 善仁
会計課長	田中 俊臣
会計課技監	永井 仁
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	金子 貴徳
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田 匡志
議会事務局 書記	徳本 敏子

令和6年松前町議会第4回定例会

議 事 日 程 表

No. 1

	令和6年12月10日（火）	午前9時30分	開議
	開 会		
	開 議		
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	諸般の報告		
日程第4	報告第6号	専決処分の報告について（R5－6雨対第1号－1 筒井地区幹線排水路改修工事変更請負契約の締結について）	
上程	報告	質疑	
日程第5	議案第78号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松前町一般会計補正予算（第3号）（専決第4号））	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第6	議案第79号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第7	議案第80号	松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第8	議案第81号	松前町企業立地促進条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第9	議案第82号	松前町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第10	議案第83号	松前町総合福祉センターの指定管理者の指定について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第11	議案第84号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第12	議案第85号	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第13	議案第86号	令和6年度松前町一般会計補正予算（第4号）	

上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第14	議案第87号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第15	議案第88号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）

午前 9 時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年松前町議会第 4 回定例会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、令和 6 年松前町議会第 4 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

本議会におきましては、令和 6 年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、先月の 9 日と10日の 2 日間、福井県で開催された第25回全日本中学生都道府県対抗11人制ホッケー大会に、愛媛県代表として松前ホッケークラブが出場し、全国大会で初めてのベスト 8 に進出をしました。

また、先月21日から24日までの 4 日間、オーストラリアのパースで開催された「2024 ユース・インターナショナル・グリフォンカップ」に、松前ホッケークラブ所属で岡田中学校 3 年生の實藤翼輝君が出場しました。

本町から、U-15 ジュニアユース男子日本代表選手が選出されるのは初めての快挙であるとともに、平素よりホッケーのまちづくりに御尽力をいただいております、監督はじめチームスタッフの皆様、保護者の皆様に深く敬意と感謝の意を表します。今後も引き続きホッケーの聖地・松前を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

本定例会には、報告案件 1 件、専決処分の承認 1 件、条例案件 4 件、予算案件 3 件、その他議決を求めるもの 3 件、合わせて12件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット端末へ配付したとおりです。

~~~~~

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

14番加藤博徳議員、1 番重松知之議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第２ 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る12月３日の議会運営委員会で協議の結果、本日から12月23日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月23日までの14日間と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第３ 諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第３、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下、関係者の出席を求めましたので御報告します。

タブレット端末で配付しています諸般の報告のうち、主なものを御報告します。

まず、議員派遣の結果について、10月31日、香川県高松市で開催された令和６年度第２回町議会議員研修会に議員を派遣し、香川大学特任教授・地域強靱化研究センター長の金田義行氏とタレントの西川きよし氏の講演を拝聴しました。

次に、行政視察等の実施状況について、11月８日、神奈川県大和市議会議員のコミュニティバスについての視察研修を受け入れました。

また、監査委員より、令和６年８月、９月、10月分の例月現金出納検査の結果について、収納・支払に伴う会計手続は正確に行われ、残高も一致し、確実に保管されていることを確認した旨の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第４ 報告第６号 専決処分の報告について（Ｒ５－６雨対第１号－１筒井地区 幹線排水路改修工事変更請負契約の締結について）（上程、 報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第４、報告第６号専決処分の報告について（Ｒ５－６雨対第１号－１筒井地区幹線排水路改修工事変更請負契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の５ページをお開きください。

報告第６号について報告をいたします。

R 5－6 雨対第 1 号－1 筒井地区幹線排水路改修工事について、契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第 1 項の規定により、専決第 5 号として 6 ページのとおり専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせます。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 報告第 6 号について補足して説明させていただきます。

参考資料より説明させていただきます。

参考資料 3 ページを御覧ください。

施工場所は伊予郡松前町大字筒井です。当初契約日は令和 5 年10月10日、変更契約日は令和 6 年11月 8 日で、当初請負金額6,820万円から変更請負金額6,862万7,000円と、42万7,000円増額したものです。

変更の概要といたしまして、既設水路の取付部において落差を解消するために取付水路工を追加し増額となったものです。4 ページの平面図に取付水路工の施工箇所を示しております。水路上流部の赤字で図示している箇所です。

5 ページを御覧ください。

施工内容といたしまして、既設水路と今回施工した大型水路との取付部においてできた 53センチ 3 ミリメートルの段差により発生した流水の落水音が想定外に響いたため、20.6メートルの間で取付水路工勾配約2.4%の施工を行い、落水音の解消を図ったものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第 6 号を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前 9 時39分 休憩

午前 9 時40分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第 5 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度松前町一般会計補正予算（第 3 号）（専決第 4 号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第78号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松前町一般会計補正予算第3号専決第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の7ページをお開きください。

議案第78号について提案理由を申し上げます。

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度松前町一般会計補正予算第3号を専決第4号として9ページのとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 議案第78号専決第4号について補足して説明いたします。

議案書の11ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,592万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ138億8,834万1,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

23ページをお願いします。

2款4項3目衆議院議員選挙費、補正額1,592万7,000円は、投開票事務に必要な人件費のほか、ポスター掲示場や開票所の設営等に係る経費や投票用紙交付機の購入経費などです。

歳出は以上で、続きまして歳入について説明いたします。

1つ前の22ページをお願いします。

15款3項1目総務費委託金、補正額は1,509万5,000円で、衆議院議員総選挙費委託金です。

その下の19款1項1目繰越金は83万2,000円です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第78号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第6、議案第79号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の29ページをお開きください。

議案第79号について提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律により刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、規定の整理を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(住田英次) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第79号について補足して説明いたします。

議案書29ページを御覧ください。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律において刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設する改正がなされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

第1条から第5条までの各条例中において、右側、改正前の下線に示す懲役及び禁錮の文言を、左側、改正後の下線に示すとおり拘禁刑にそれぞれ改めます。

また、議案書33ページの附則において、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けることとします。

なお、この条例は令和7年6月1日から施行することとします。

以上で議案第79号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第79号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第80号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第7、議案第80号松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の35ページをお開きください。

議案第80号について提案理由を申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センターにおける職員配置が柔軟化されたため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第80号について補足して御説明いたします。

議案書35ページ、参考資料は9ページをお願いします。

今回の改正は、地域包括支援センターの職員について人材確保が困難となっている状況を踏まえ、介護保険法施行規則の一部が改正され職員配置基準が柔軟化されたため、所要の改正を行うものです。

参考資料で御説明をいたします。

2、改正の概要を御覧ください。

地域包括支援センターの職員配置基準ですが、現在は、一のセンターが担当する区域における第1号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護専門員の3職種を専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置することとなっております。

今回の改正では、引き続きこれを原則とした上で、松前町地域包括支援センターの運営に係る審議を行う松前町介護保険事業運営委員会が必要と認める場合には、非常勤であっても、複数人で各職種に必要な員数の勤務時間数を満たせば、常勤換算方法により配置基準を満たすことができるようになります。

また、複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、個々のセンターには、3職種のうちいずれか2人以上の常勤の職員を配置すれば、基準を満たすことができるようになります。

3の松前町への影響を御覧ください。

松前町は、松前町全体を一つの担当圏域として町直営で地域包括支援センターを1つ設置しております。11月末時点の第1号被保険者数9,659人に対し、専従・常勤で保健師3名、社会福祉士1名、主任介護専門員1名、合計5名を配置しております。

この配置人数は、配置基準緩和前の国の原則とする職員配置を満たしておりますので、この条例改正による影響はありませんが、町が条例を定めるに当たり国の改正された基準は従うべき基準であるため、同様の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は公布の日からです。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第80号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第81号 松前町企業立地促進条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第 8、議案第81号松前町企業立地促進条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の39ページをお開きください。

議案第81号について提案理由を申し上げます。

南黒田工業団地に立地する企業を奨励金の交付対象とするほか、雇用促進奨励金の額を引き上げ、その交付要件を緩和するため及び規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは、議案第81号について補足して御説明いたします。

議案書は、39ページからですが、参考資料で説明いたします。

参考資料11ページを御覧ください。

今回の改正は、現在取組を進めている産業導入地区南黒田工業団地について、立地する企業を奨励金の交付対象とするほか、雇用促進奨励金の額を引き上げ、その交付要件を緩和するため及び規定の整備を図るため、現行の松前町工場立地促進条例の全部を改正し、題名についても松前町企業立地促進条例とするものです。

2の改正の主な内容につきまして、奨励金対象業種の追加では、工業団地に立地可能な業種範囲に合わせるため、改正前の製造業から改正後は製造業、運輸業、卸売業に改めます。

次に、雇用促進奨励金の見直しでは、主な交付要件の雇用人数を改正前の10人以上から改正後は5人以上に引き下げ、配置転換従業員を交付対象に含めます。

交付単価について、県内他市町の状況を鑑み1人当たりの交付単価を、改正前の40万円から改正後は50万円に引き上げます。

次のページに適用地域を示しております。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上で議案第81号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。



お諮りします。

議案第81号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第82号 松前町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第9、議案第82号松前町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の45ページをお開きください。

議案第82号について提案理由を申し上げます。

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条第1項の実施計画で定めた産業導入地区について、工場立地法による工場立地に関する準則に代えて緑地面積率及び環境施設面積率を定めるとともに、工業地域及び工業専用地域の緑地面積率及び環境施設面積率を引き下げするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 渡部産業建設部長。

○産業建設部長(渡部博憲) それでは、議案第82号について補足して説明いたします。

議案書は45ページからですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料13ページを御覧ください。

今回の改正は、産業導入地区南黒田工業団地について、工場立地法による工場立地に関する準則に代えて緑地等の面積割合を定めるとともに、産業用地の有効活用、町内製造業の活性化促進の観点から、工業地域及び工業専用地域の緑地等の面積割合を現行の基準から国が定めた範囲内で引き下げするため、所要の改正を行うものです。

2の改正の内容につきまして、右側、産業導入地区を追加いたします。追加する区域の緑地面積率等は、下線で示すとおり、緑地面積の敷地面積に対する割合を100分の5以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合を100分の10以上と定めます。

左側、工業地域及び工業専用地域の緑地面積率等を引き下げするため、緑地面積の敷地面積に対する割合を100分の10以上から下線のとおり100分の5以上に、その下になります、

環境施設の面積の敷地面積に対する割合を100分の15以上から下線のとおり100分の10以上に改めます。

次のページに条例の適用地域を示しております。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上で議案第82号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第82号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第83号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第83号松前町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書47ページをお開きください。

議案第83号について提案理由を申し上げます。

松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、松前町総合福祉センターの指定管理候補者を選定したので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、渡部健康課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 渡部健康課長。

○健康課長（渡部直樹） それでは、議案第83号について補足して御説明いたします。

議案書は47ページ、参考資料は15ページをお願いします。

議案書で御説明いたします。

この議案は、松前町総合福祉センターに係る現在の指定管理者の指定期間が今年度末を

もって終了することから、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

管理を行わせる施設の名称は松前町総合福祉センターで、所在地は松前町大字筒井710番地1です。

指定管理候補者は、社会福祉法人松前町社会福祉協議会です。

指定期間は、令和7年4月1日から5年間を予定しています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第83号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第12 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第11、議案第84号愛媛県市町総合事務組合理約の変更について及び日程第12、議案第85号愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の49ページをお開きください。

議案第84号及び議案第85号について一括して提案理由を申し上げます。

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団が解散することから、令和7年3月31日をもって、津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う愛媛県市町総合事務組合理約の変更及び当該組合の財産の処分について、議決を求めるものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第84号及び議案第85号について補足して説明いたします。

まず、議案第84号についてですが、議案書49ページを御覧ください。

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団が、令和7年3月31日をもって脱退することから、規約を改正し、令和7年4月1日から施行いたします。

次に、議案第85号についてですが、議案書51ページを御覧ください。

津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合から脱退するに当たり、愛媛県市町総合事務組合退職手当負担金条例第5条の2第1項に規定されている財産を除く土地、建物、その他の一切の財産を放棄することから、令和7年4月1日からはその財産は愛媛県市町総合事務組合に帰属することとなります。

以上で議案第84号及び議案第85号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第84号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第84号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第85号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第85号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第86号 令和6年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、提案

理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第14 議案第87号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第15 議案第88号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）（上  
程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第13、議案第86号令和6年度松前町一般会計補正予算第4号、  
日程第14、議案第87号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号及び日程第  
15、議案第88号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号の3件を一括議題とし  
ます。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、予算の議案書3ページをお開きください。

議案第86号から議案第88号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、同法  
第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

令和6年度松前町一般会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ  
れぞれ3億127万1,000円を追加し、総額を141億8,961万2,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項については参考資料により御説明をいたします。

参考資料の19ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、防災・減災の促進のため、避難行動要支援者  
名簿に登録されている人について、現在の避難行動要支援者としての該当性を確認するた  
め、必要となる経費を追加します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、養護老人ホーム等への入所措置費が当初の見込  
みを上回ることから、不足する経費を追加し、高齢者支援の充実を図ります。

障がい者支援の充実では、自立支援給付費及び障害児通所給付費が当初の見込みを上回  
るため、不足する経費を追加し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

子育て支援の充実では、教育・保育給付費、養育医療給付費及びひとり親家庭医療費が  
当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加します。

また、子どもを持ちたい夫婦を支援するための若年出産世帯応援補助金について、補助  
の対象となる夫婦の年齢の引上げに伴い、不足する経費を追加します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、令和7年4月からの認定  
こども園まさき幼稚園における給食提供の開始に伴い、食器や配送コンテナなど必要とな  
る備品を購入します。

また、スポーツの振興のため、クラウドファンディングを活用し、松前町国体記念ホッケー公園内にクラブハウスを整備するための設計を行います。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路・交通網の充実のため、道路環境を改善するための町道西15号線の道路改良工事を行います。

また、道路改良の県営事業及び松前港の保全、保安や機能の確保に係る県営事業について、その経費の一部を負担します。

そのほか、令和7年4月に実施予定の町制施行70周年記念式典について、必要となる経費を計上いたします。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が1億8,737万円の増、一般財源が1億1,390万1,000円の増となっております。

続きまして、予算の議案書31ページをお開きください。

議案第87号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,053万8,000円を追加し、総額を30億6,162万6,000円とするものです。

続いて、予算の議案書47ページをお開きください。

議案第88号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、総額を30億6,019万7,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

議案第86号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第86号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第87号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第87号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第88号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第88号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 重 松 知 之





12月16日（第2号）

## 令和6年松前町議会第4回定例会会議録

令和6年12月16日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 重松 知之  | 2番 池内 邦仁  | 3番 池田 幸子   |
| 4番 西村 元一  | 5番 渡部 恵美  | 6番 曾我部 秀司  |
| 7番 住田 英次  | 8番 田中 周作  | 9番 城村 トキ子  |
| 10番 影岡 俊範 | 11番 稲田 輝宏 | 12番 村井 慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑  | 14番 加藤 博徳 |            |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                |         |
|----------------|---------|
| 町 長            | 田 中 浩 介 |
| 副 町 長          | 徳 居 芳 之 |
| 教 育 長          | 足 立 一 志 |
| 総 務 部 長        | 大 川 康 久 |
| 保健福祉部長         | 早 瀬 晴 美 |
| 産業建設部長         | 渡 部 博 憲 |
| 出 納 局 長        | 仙 波 晴 樹 |
| 教育委員会<br>事務局 長 | 住 田 民 章 |
| 総 務 課 長        | 平 村 展 章 |
| 財 政 課 長        | 田 中 志 延 |
| 税 務 課 長        | 塩 梅 敬 介 |
| 危機管理課長         | 金 子 裕 之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 柏原 正   |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 山田 善仁  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子 貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議会事務局長      | 楠 田 匡 志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳 本 敏 子 |

令和 6 年松前町議会第 4 回定例会

議 事 日 程 表

No. 2

令和 6 年12月16日（月）

午前 9 時30分

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（提出順位）

○議長（住田英次） 城村議員より遅会の届出がありました。

午前 9 時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット端末へ配付したとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

2 番池内邦仁議員、3 番池田幸子議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第 2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第 2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いします。

1 番重松知之議員。

○1 番（重松知之議員） 議席番号 1 番、重松知之です。

議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず 1 つ目の質問ですが、若年層が犯罪に巻き込まれることの防止について。

連日、いわゆる闇バイトで集められたとされる人物の白昼堂々の強盗事件や特殊詐欺が横行していると報道されております。令和 5 年における闇バイトの検挙数は7,219件、前年比で8.7%も増加しております。中でも10代、20代の若者が SNS の募集に応募して事件に巻き込まれるケースが少なくないと言えます。楽をしてお金を稼ぎたいという若者の欲望に付け込み、安全な案件、ホワイト案件などと称される応募で個人情報を握られ、やむなく犯罪に手を染めてしまう若者が後を絶ちません。特に特殊詐欺のいわゆる受け子、出し子などといった役割を担うのは未成年者が多いという点も踏まえ、学校において闇バイトの具体的事例や被害の大きさ、併せて SNS の危険な部分などを教育していくべきではないでしょうか、町の考えを問います。

闇バイトに限らず、社会全体で犯罪の防止に取り組む必要性が出ている時代だとも言えます。若年層が犯罪に巻き込まれることを防止するため、学校だけではなく、警察との連携も必要不可欠になってくると考えます。例えば、茨城県では2013年に県警察本部と児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度に関する協定を締結しております。これにより生徒が犯罪に関わる危険性が生じた際、県立高校が所轄警察署と情報共有し、生徒

の行方不明や犯罪性が疑われるものなど、年間100件以上の事案に対応できているということです。町では、このようなほかの公的機関との連携はできているのか、現状をお聞きしたいです。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 若年層が犯罪に巻き込まれることの防止についてお答えします。

いわゆる闇バイトは、SNSなどで高収入が得られると呼びかけて、応募すると犯罪に加担させられるものです。この闇バイトにより、10代、20代の若者が事件に巻き込まれてしまうケースが少なくありません。各小中学校では、各教科等の中でSNSの適切な使い方や危険性を学ぶなど、デジタル技術を適切に活用するデジタルリテラシーを高める学習を行っており、その中で伊予警察署などの関係機関とも連携して、薬物乱用防止教室やSNS使い方教室などを実施しています。議員からお話があった闇バイト事件の事例などについては、警察からの情報提供や助言を得ながら、学校での学習や保護者への啓発により一層努めていきたいと思います。

学校と関係機関との連携協力については、愛媛県では平成16年2月に県教育委員会、県警察本部、県PTA連合会などが合同で「児童生徒をまもり育てる連絡会」を設置しており、児童生徒の健全育成や安全確保を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が連携協力して対応しています。また、本町においても令和3年11月に、伊予市及び伊予警察署と安全で安心なまちづくりに関する協定を締結し、少年の非行防止や子どもを犯罪被害から守る対策などを連携して実施しています。今後も引き続き学校での学習や指導を行うとともに、伊予警察署をはじめ、関係機関や家庭、地域と連携協力して、子どもたちが犯罪や事件に巻き込まれないよう、安全、安心なまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 若年層への町の取組がちゃんと行われているようで、安心したところです。やはり若年層の犯罪というのは、近年指摘されているとおり、若年層の相対的貧困とも密接につながっていると考えます。そのような点も踏まえ、町のより対策の強化を望むところであります。

続いて、2つ目の質問に参ります。

人口減少へ歯止めをかけるための施策について。

最新のデータによれば、令和6年10月31日現在では松前町の人口は3万167人にまで減少していることが分かりました。このままのペースでいくと、ある試算によると2050年には約2万3,000人にまで減少する予測が既に立っております。このペースが上振れすることはあっても、下振れすることはないと言われております。

そこで、町が現在行っている人口減少を防ぐための具体的な施策をお聞きしたいと思います。

また、町内においての人口の自然増を目指すことも重要ですが、町外からの新たな移住者の受入れも急務と考えます。松前町は豊かな自然に囲まれており、生活インフラを見ても西日本有数のショッピングモールを有して、県内外から人を集めるなど、整った環境下にあると言えます。社会情勢も変化してきており、コロナ禍、テレワークの普及、田舎暮らしへの関心の高まりといった状況から、今後さらに移住の受入れの可能性としては拡大していくのかなと考えております。近年の他県、他市町村からの松前町への移住の状況、また移住者支援事業があれば、お聞かせください。

続いて、移住者受入れを推進するためには、行政、企業、各種団体の連携が必要不可欠であると考えます。私が調べてみますと、県のほうでは「えひめ移住応援隊」という制度があり、これはえひめ愛着倶楽部に入会した会員に対して、各種割引サービスや移住に係る情報提供、相談などの特典を提供する企業、店舗、施設、先輩移住者等を指すそうです。町内では、いち早くえひめ地域活力創造センターの活動に賛同し、移住応援隊の協力事業社として登録した企業もあるようです。その具体的な活動内容としましては、保護者が生活環境調査を行う際にお子様を一時預かりしたり、県外在住者が職場体験をする際に交通費、宿泊費の補助をしたり、入植者へ引っ越し代、生活立ち上げ費用の補助を行ったりするそうです。

近隣の松山市では、子育て世代の引っ越し費用の一部を補助する「まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金」として20万円、松山市へ移住を考えている県外在住者の宿泊費、レンタカー代を補助する「まつやまお試し滞在補助金」5万円などがあります。また、今治市、宇和島市等、県下7市においては、単身では60万円、2人以上の世帯では最大100万円の移住支援金が支給されるということです。

松前町においても移住促進のため、移住者に協力する企業に補助金を交付したり、移住者に支援金を支給するといった考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 人口減少対策と移住施策についてお答えします。

まず、人口減少対策としましては、平成28年2月に人口減少と少子高齢化を克服し、将来にわたって活力ある松前町を維持していくことを目的とした松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、子育て世代に、住む場所として選ばれる松前町づくり、産業振興、産業連携による活発で活力ある松前町づくり、安心・安全で賑わいあふれる元気な松前町づくりの3つの基本目標の下、出生数や社会増減数の増加などを目指すこととしています。

策定してからこれまでの取組としましては、老朽化した保育所の建替えや放課後児童クラブの新築などの子育て環境の整備、第2子以降の保育料の無償化や18歳までの医療費の無償化などの子育て支援の充実のほか、はだか麦プロジェクトなどの産業振興、移住フェアへの出展による町のPRなど、様々な取組を実施しています。

次に、本町の移住に関する取組としましては、県と市町で連携して開催している東京と大阪での移住フェアに参加して情報発信を行っているほか、移住者が空家に入居するために行う改修等の費用に対する補助制度を用意しています。

移住者数につきましては、転入者に対してアンケートを実施し、転勤や進学といったやむを得ない理由で転入してきた方以外の方を集計しており、平成29年度は27名で、それ以降はコロナ禍の影響で減少した年もありますが、昨年度は62名、今年度は11月末現在で57名となっており、少しずつ増加傾向にあります。

なお、昨年度の移住者の状況としましては、62名のうち40代までの移住者が52名、県外からの移住者が20名となっています。

次に、御質問の支援金につきましては、県内では県と市町の連携事業として行っている支援金については周囲は実施している市町はありませんが、東予は4つの市、南予は3つの市の計7つの市において、東京23区からの移住者に対して実施しています。総務省がまとめている住民基本台帳を基にした令和5年の社会増減数の県内の状況を見てみますと、プラスになっているのが本町を含め5市町で、一番プラスとなっていたのは本町でした。残りの15市町はマイナスで、特に東予と南予においてマイナスとなっているところが多いため、支援金などの取組も実施されているものと推察します。

本町としましては、このような状況も踏まえて、支援金の実施については現在のところは考えていませんが、引き続き県内の状況を注視していきたいと思います。今後の取組としましては、総務省が移住や地域振興をはじめとした各分野で活躍している専門家を登録しているデータベースを作成しており、そこに登録されている専門家をアドバイザー等として招聘した場合には、必要となる経費は特別交付税の算定対象となるため、このような専門家との連携も検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 人口減少は喫緊の課題だと思います。移住者への対策等も、先ほどの答弁をお聞きするところによると少しずつ実ってきているのかなと実感があるかと思っています。

ちょうどおとといのことですが、大阪で県内20市町が参加した「えひめまるごと移住フェス」というものがあったそうですが、移住者の手応えなど、実際あったかどうか教えてくださいたいと思います。



○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 移住者の手応えについてお答えをしたいと思います。

移住フェアが、ちょうど私が県庁に出向していた平成28年、平成29年ぐらいに大体始まった頃でございます。もう十数年たつんですけども、来場者のほうはだんだん増えてきている状況で、移住フェアでは10組の方々に相談ブースのほうにお越しをいただきました。傾向としては、あまり昔と変わってない状況なんですけど、少し年配の方も増えてきているのかなというところでございます。本町としては、できれば若年層の方々にも多く帰ってきていただきたいので、例えば大阪であれば在阪の学生に向けたアプローチなども少し考えていってもいいのかなというところを感じました。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） ありがとうございます。

やはり若年層の取り込みというのがやっぱり課題になってくるかと思いますので、その点しっかり進めていっていただければなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（住田英次） 重松知之議員の一般質問を終わります。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑でございます。

私のほうからは、大きく2つのことについて質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、高齢者のごみ出し支援についてということです。

高齢化が進み、単独世帯が増える中、ごみの排出、分別、大型ごみの運び出しなどを支援する制度導入の考えはということなんですけど、全国的な少子高齢化が進行する中で単独世帯が増え、2050年の世帯数の将来推計によると、全世帯に占める独り暮らしの割合が27都道府県で40%を超えると予測されます。また、65歳以上の高齢者の単独世帯が32都道府県で全世帯の20%を上回り、愛媛県も例外ではなく、地域社会で孤独や孤立を生まない支え合いの体制、整備を今から課題として考えておく必要があると思います。

これは、その一環として高齢化や核家族化に伴い、自力でごみを出せなくなった世帯が少しずつ増えている現状に対応する支援を制度化する考えで、先日私たち組合理事でごみ処理施設研修に行った際に学んだ広島県大竹市などが実際に行っている取組がこれに当たると思います。

また、ごみ出し支援の事例集もたくさん出ておりまして、私もちょっと調べてみましたが、家族や近隣住民、地域の助け合いで支えていたんだが、民生委員さんが本来の業務を越えて対処したり、ホームヘルパーの負担になったりするケースも増えているようで、地域のボランティアグループ頼みでは限界があるのではないかと、自治体で支援する制度導入

が多いことも、全国的にはそういう状況だということも分かりました。

さらに、高齢化による体力低下だけでなく、認知能力の低下により生活意欲の喪失などが原因で、身の回りのことができなくなるとごみ屋敷になれば、当然周りの住民の生活環境問題にもつながってくるような事例も増えてきております。ごみ出し支援のマニュアルの作成や支援制度の周知、申込みから支援までの手順や期間など、しっかりとしたものをつくるのには時間がかかります。また、支援制度の導入後、ニーズの変化もありますので、絶えず課題を注視し、見直ししながら運用していく体制で行う必要があると考えます。

ごみ出し支援の制度設計には、自治体、事業者、自治会や社会福祉協議会との調整を図り行っている例が多く、制度には直営のものや民間委託するものなどあり、自治体により多種多様でございます。町としての制度導入の考えを伺います。

そして、ごみ出し支援の中で可燃ごみ指定袋のサイズや価格など、現状維持でいくのか、見直しを検討する予定はあるのかという点もお聞きしたいと思います。

最近、高齢者の1人もしくは2人世帯が増加する中で、可燃ごみの量が減ってきたことにより、従来の大、中、小の指定袋の利用が少なくなり、さらに小さなSSサイズのごみ袋が欲しいとの声も聞きます。当然大は小を兼ねるという考えでいけば、週2回のごみ出しを1回にして、小、中袋で出せばいいのではないかという意見もあります。ごみをとめておくことは不衛生ではありますが、個々の工夫で処理してほしいというのが現状でしょう。ただ、これも大竹市の取組の一環ではあるのですが、特定の方々に可燃ごみ専用の指定ごみ袋の無料配布をしている事例がありました。乳幼児や寝たきりの方のいる世帯で、ごみ減量が難しく、所得が低いと経済的負担が大きい世帯に対して行っていました。今後このようなニーズの多様化に対し、どう対処していくのか、町の考えを伺います。

それでは、最初の質問をお願いします。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

**○福祉課長（佐藤真一）** まず、高齢者のごみ出し支援についてお答えします。

国立社会保障・人口問題研究所から令和6年11月12日に公表された日本の世帯数の将来推計によると、2050年の愛媛県の高齢者の一人暮らし世帯は全国で3番目に高い24.9%と推計され、4世帯に1世帯が高齢者の一人暮らし世帯となる見通しです。松前町においても同様に、高齢者の一人暮らし世帯が増加することを踏まえ、高齢者のごみ出し支援等、地域で高齢者を支える取組は重要であると認識しています。

議員御指摘のごみ出し支援制度については、大きく分けて自治体が家庭ごみを戸別収集する直接支援型と、ごみ出し支援を行う自治会や地域ボランティア団体等に補助するコミュニティ支援型があります。本町では、地域での互助の取組が重要と考え、今年度ボラン

ティア団体等の住民組織が中心となって、ごみ出し、庭木の手入れ、電球交換などの高齢者の生活上の困り事を支援する地域での支え合い活動に対する補助制度を創設いたしました。

この制度は、本年6月の民生委員児童委員定例会でお知らせしたほか、広報まさき7月号や町政懇談会でも周知しています。これを受けて興味を示していただいた大字に説明を行ったほか、ボランティア団体にも説明を行いました。現在1団体から具体的な相談を受け、支援を行っています。今後もボランティア団体の立ち上げ支援及び団体等への周知を行いながら、ごみ出し支援を含めた地域で高齢者を支える取組を推進していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 次に、可燃ごみ指定袋についてお答えします。

議員御指摘のとおり、単身高齢者が増えつつある昨今、個人の生活スタイルによっては20リットル未満の指定ごみ袋が便利な方もおられると思われます。本町の指定ごみ袋の販売価格は、現在10枚単位で45リットルが400円、30リットルが300円、20リットルが200円となっており、仮に10リットルサイズの指定ごみ袋を作製するとなると100円程度の販売価格を設定する必要があります。しかし、縮小したサイズの場合は1リットル当たりの製造単価が高くなる上、ごみ処理費用なども勘案して販売価格を設定するため、100円以下に抑えるのは難しいのが現状です。そのほかにも指定ごみ袋のサイズと容量の見直しをすることも考えられますが、近年の小の指定ごみ袋の需要は一定数の範囲で安定しており、増加傾向にないことや小サイズ以下の需要が現時点では不透明であることなどから、小サイズ以下の指定ごみ袋の導入は現在のところ考えておりません。

しかしながら、今後人口減少や単身高齢者の増加などの社会情勢の変化に伴い、小サイズ以下の指定ごみ袋の需要が高まることで、大量生産による製造コストの削減も想定されることから、近隣市町の動向を注視し、導入について研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 最初の質問のところで、今2つのやり方があるということで、直接町がする場合と、どちらかといえば松前町の場合はコミュニティ支援型という考え方で進めていきたいということで、私もこれはとても賛成しています。ただ、今お答えの中で、現在1団体から具体的な相談を受けて支援も行ってるということなんですが、松前町は24行政区ぐらいありますので、今現在でどのぐらいそこからつながっていきそうなのかというところが、今は1つだけということなんですけど、そこからどれぐらいの広がりがあるか動かしそうなのかなというところ、気になるところはどんなところか、ちょっとお答えいた

だけですしょうか。

○議長（住田英次） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） 今1団体ということで、どれぐらいの広がりという御質問ですが、この地域のボランティア団体等による支援という形は、町内に一律になることは難しいと認識しておりますが、高齢者の困り事を支援する地域での支え合い活動に対する説明をいたしました補助制度は、今年度創設したものであります。引き続きこの補助制度を周知するとともに、地域での支援ができるよう町としてもサポートし、伴走していくことにより、この取組の広がりに努めてまいりたいと思います。今始まったばかりですので、今後取組で地域の広がりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 大体私の、多分岡田校区のほうでその1団体は、多分そうだと思うんですけど、まず校区内ぐらいで広がりがまず進んでいったら、それをまた普及的につながって行って、一旦広がっていくとある程度広がりができるのかなと、だから最初の一步から次の段階へ行くのに時間がかかるのではないかなと思いますが、3年ぐらいかけて何となくその全体的な流れを見ていただいて、どうしてもこの難しいところの地域とか、地域性もいろいろありますので、そういったところについてはちょっと今度直接型のほうの考えも少しは考えていただけたらなというようなことも考えています。

高齢者の高齢化については非常にもうスピードアップしてますので、どんどんそういう状況が行ってきているので、それを助け合いとか、コミュニティでそれを解決していくという、そういうすばらしいケースがある程度見えてきますと、各地域での波及も大きくなるのではないかなということで、いい面はどんどん広報していただいて、広げていただけたらなというふうに思っております。

次の質問のところで、袋についてS Sサイズというか、そういったものには逆に経費がかかって、今のところ考えていないということではあるんですが、これもあくまでもそういう住民の声があったということで、私も一般質問の中でさせていただいた中身ではあるんですけども、その方はサイズの問題が出てたんですけども、人によってはどうしても、今度サイズではなくて今有料化ですよ、ごみ袋があつて、例えばそのおむつをどうしても使わなきゃいけなくて、減らしたくても減らせないような世帯で、住民税非課税の家庭とか低所得のところ、そこは非常にまあ厳しい状況のところなどは登録制をもって補助をされてるというような事例もありますので、今後はそういったお困りの方がそういう状況の期間中に登録制で何かそこを切り抜けていく方法があるのか、そのあたりもちょっと今度研究課題として見ていただけたらいいのかなというふうに考えております。ごみに関しては、私のほうからはそれまでにしたいと思います。また、次の段階を見

ていきたいと思ひます。

それでは、次の内容に進みたいと思ひます。

避難所運営にスフィア基準をということで、私は質問させていただきます。

スフィア基準っていうのは、紛争とか災害の現場で人道支援を行う場合、最低限満たす基準を定めた国際指標でございます。具体例としては、トイレは20人に1つ以上、男女別では男子対女子が1対3、1人1日最低15リットルの水を使用します。1人当たり3.5平米を超える居住空間が必要などというのが大きなスフィア基準の例でございます。

近い将来に可能性のある南海トラフ巨大地震に備えて、避難所運営のソフト、ハード両面から、行政としてなるべくスフィア基準に近い形での準備が必要ではないかと考えます。残念ながら国内の避難所と指定されるところは、スペース的な問題もあって、この基準には程遠いものとなっています。特にトイレ問題は、個人の備えとともに、公的な対応として大きな避難所での仮設トイレや近隣自治体同士のトイレカーの共同所有や貸出しなど、災害の規模にもよりますが柔軟な考え方が必要で、スフィア基準に近づけていく方策も可能ではないでしょうか、町の考えを伺います。

そして、2番目として、避難所運営にスフィア基準をということで、1人当たりの居住スペースの確保についてのことなんですが、安心して就寝できるプライベートな居住スペース確保は、過去の避難所内での性被害問題とか、LGBTQの人権問題にも柔軟に対応していけるのではないのでしょうか。そういったことも踏まえて、町の考えをお伺いしたいと思ひます。

そして、この避難所運営にスフィア基準をということの中で、私は特にここを強調したいのですが、災害関連死を防ぐ手だてとして、最近の調査では熊本地震とか能登半島地震では災害関連死が増加している傾向にあることが分かってきております。特に災害で直接死亡される方々よりも、その後の避難生活、仮設住宅生活など、急激な暮らしぶりの変化による体調悪化、持病の重篤化が原因で亡くなる災害関連死が問題となっております。少なくとも避難所等では、災害により激変する暮らしから災害関連死につながらない災害を乗り越え、生きていける支援ができる準備体制を構築していただきたいと思ひます。その過程でスフィア基準も視点として捉えていただきたいと思ひます。町の考えを伺います。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 初めに、トイレ問題の解消についてお答えいたします。

紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送るために必要な基準として定められた人道憲章と人道支援における最低基準、いわゆるスフィア基準とは、1997年にNGOグループと国際赤十字・赤新月運動によって開始したスフィアプロジェクトにて策定されました。議

員御指摘のとおり、スフィア基準では、トイレをはじめ食料や居住空間など、人として尊厳のある生活のために必要不可欠な要素の基準を定めており、国においても今後災害が起きて避難所が設けられた場合は、発生から48時間以内にスフィア基準を満たすことができるよう、トイレや食事の確保など、自治体に必要な支援を行っていく考えが示されました。スフィア基準における避難所のトイレに関しては、20人に1つ以上、男女比1対3の割合で必要とされており、本町の指定避難所全体に当てはめると18人に1つ、男女比1対1となっています。ただし、指定避難所ごとに収容人数と既設のトイレ数や備蓄数が違うため、トイレ数についてスフィア基準の要件を満たしている指定避難所は4か所、満たしていない指定避難所は5か所となります。一方、男女比については、全ての避難所が基準を満たしていないことから、男女比率の解消のため、従前から備蓄している簡易式トイレ、災害用携帯トイレやマンホールトイレに加え、避難所で作成可能な段ボールトイレを活用したいと考えており、そのために必要な備蓄も併せて行っていきたいと考えています。

議員御提案の仮設トイレや近隣自治体同士のトイレカーの共同所有や貸出しなどについては、今後国や県の動向を注視し、活用できる補助事業については積極的に取り組むなどして、スフィア基準が定めるトイレの基準に近づけるよう努めていきたいと考えています。

次に、1人当たりの居住スペースについてお答えいたします。

指定避難所における1人当たりの居住空間の面積は、国のガイドライン等で2平方メートルとして算出されることから、松前町においても2平方メートルとしています。スフィア基準では、居住空間が1人当たり3.5平方メートル必要とされており、現状では収容施設が不足することから、今後災害の種類によっては地区の集会所や民間施設を指定避難所に指定するほか、近隣市町との連携による広域避難体制の構築など、少しでもスフィア基準に近づけることができないか、研究していきます。

そのほか性被害問題や性的マイノリティーであるLGBTQの方々に対しては、専用の居住スペース確保による対策のほか、心の負担を軽減するための配慮も必要と認識していることから、専門家の御意見なども拝聴し、災害時にLGBTQの方々が避難所への避難をためらったり、避難所内で孤立したりするなど、LGBTQの方々だけでなく、あらゆる避難者が避難所でつらい思いをしないような避難所運営について研究していきたいと考えています。

なお、避難所内での性被害問題やLGBTQの人権問題については、内閣府が令和4年4月に改定した避難所における生活環境の確保に向けた取組指針において、女性の視点を踏まえた避難所運営について明記し、女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることから、運営責任者には女性と男性の両方を配置するなど、役割を固定化しないよう

配慮が求められるようになりました。このため町では、避難所運営に女性の視点を踏まえる必要があることから、指定避難所の担当職員に男性と女性をそれぞれ配置することとしています。

また、避難所運営の主体となる自主防災組織については、近年各地域からの防災士資格取得候補者について女性の推薦を強くお願いしているところですが、平成30年3月31日時点では防災士143人中37人、26%、令和6年3月31日時点では防災士240人中68人、28.3%と微増はしているものの、まだまだ増員する必要があると考えています。引き続き女性防災士の確保に努め、性被害問題やLGBTQの人権問題にも柔軟に対応できる避難所運営に取り組んでいきます。

最後に、災害関連死についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、過去の災害の状況から、町としても避難所生活や仮設住宅の中で、健康悪化や持病の重篤化により命を落とされる災害関連死が大きな課題であると認識しております。そのため町が避難所を開設した際には、避難所での健康維持をサポートするため、定期的な健康チェックや持病を抱える方への個別支援が円滑に行えるよう、町の保健師が避難所を巡回するほか、県からの災害マネジメント支援業務による保健師の派遣、日本看護協会に登録された災害支援ナースの要請などによる支援体制を構築したいと考えています。

また、災害関連死の抑止のためには、避難生活の中での不安やストレスを軽減するための災害時の心のケアも重要と認識していることから、今後心理カウンセラーなど、専門家の派遣による相談窓口を設置できないか、検討してまいります。このほか要配慮者の方が指定福祉避難所等への避難移行が円滑に行えるよう、訓練実施などにより連携体制の強化に努めていきたいと考えています。

そのほかにも仮設住宅に移住後の対応も必要となることから、被災者の方の生活、健康の支援や孤立防止のため、定期的な健康訪問や地域コミュニティづくりが可能となる体制構築についても研究したいと考えています。併せて町民の皆様が災害に備え、健康管理や避難生活の心得を身につけることができるよう、防災講座や防災訓練において引き続き啓発してまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） スフィア基準というのは、なかなかそれを全部全うするとなると、スペース的な問題もあったりとか、一挙にはなかなか難しいと思うのですが、これは一つの課題として強く今後もそれを意識してやっていていただきたいなと思います。

そして、今スペースの問題と、トイレの問題については非常に備蓄のことでフォローすることで1対3の男女比を、1対1の状況を何とか緩和するためということではいろいろ

な備蓄という点で考えていただいて、先日私も段ボールトイレのほうの指導等を見させていただいたんですけれども、やはり住民の皆さんが意外とそういったお気づきがまだないということですよね。幸いなことに大きな災害がまだこちらのほうでは起こっておりませんので、松前町の町民の皆様は平和なんですけれども、そういった点についてなかなかまだ御認識が薄いのではないかなということで、やはりこれからそういった機会に応じて、そういったことを直接的に実験をしたりとか、あるいはこういったものが必要だとかということをして続けてやっていただきたいなと思います。

そして、スペースもその後にテントなどをして実際にやってみたら、本当にテントを個別にするとプライベートゾーンはきっちり確保できるんですけど、逆にそれを全部していくと、雑魚寝のときにはもう3倍ぐらいスペースを取るんですね。ですが、いらっしゃる方にとっては、非常にプライベートゾーンで安心してそこで過ごせるというよさはあるんですけれども、収容人数のほうがぐっと減ってきますので、そこらの問題点を、先ほど集会所とかいろいろなところにちょっと広げていって、ただ、今の指定避難所だけではとても大規模な場合はスペース的な無理があるということで、今後についてBCPという感覚でもいいですけど、とにかく何かが起こったときに臨機応変にこれができるということを常に考えさせていただいて、そういった対策をしていただきたい。

それからもう一つ、さっきのLGBTQのこととか性被害問題なんかなんですけれども、なかなか御本人さんのほうからそういったことが起こったときに、自分のほうからこういう問題があるっていうことをなかなか言いにくいし、またそういうスペースっていうのは、こちらが提供して、どうぞ、こちらへっていったら、外から見たら、ああ、あの人そういう人なんだなっていうふうに見られてしまう、その辺の非常にデリケートな部分がございますので、そこらの配慮とか、あるいはそういった方々があまりそういうことで逆に心理的なプレッシャーをさせないような状態の中でそういう方が快適に過ごせる、少数の方ではあると思うんですけれども、やはりそういったことも人権問題ということに絡めて、今後も考えていっていただきたいなというふうに考えます。

それから、災害関連死に関しては、非常に体制でクリアしていこうということで、いろんな方々との協力体制っていうことが非常に大切になると思うんですけど、災害支援ナースの要請とか、保健師の派遣とか、いろんな方々との連携によって、これ維持していこうということになるんですけれども、言うたら非常時でないときにそういった連携がスムーズに行えるかどうかのチェックっていうんですかね、字で書くことは簡単にできるんですけど、実際問題そういったことが起こったときに、すぐそういう体制が取れるのかどうかっていうこと、常にやはりチェックしていただいて、多分大規模になりますと、どこもそういうことが必要になってきますので、取り合いになってしまったりとか、当然自治体の皆さんの職員さんも被災者になるわけですから、そうなった場合に要請をどうするかとい



うような、大規模の場合は特にさらに広い感覚で要請をしていかないといけないと思いますので、そのあたりのことも踏まえて、今後の体制整備をきっちりとしていただきたいなというふうに思っております。

私のほうからは以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

一般質問を続けます。

5 番渡部恵美議員。

○5 番（渡部恵美議員） 議席番号5番、渡部恵美が議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

最初の質問です。農業振興について、2つ質問をいたします。

まず1つ目です。令和5年10月から開始した農地集積・集約化支援事業において、本町では畦畔除去の補助事業を行っています。畦畔とは、田んぼに注いだ水が漏れないように周りを囲ったコンクリートや盛土のことです。一般的にはあぜといいます。実際に畦畔の除去を行った農業者からは、申請の手続きも簡単に行え、除去作業も短時間で済み、来年の田植が今から楽しみですとの声を聞きます。去年は7件の申請でしたが、本年の実績はどうですか。

また、畦畔除去による効果や課題、そして今後の事業の継続について伺います。

続いて、2つ目の質問、農業の担い手確保についてです。

高齢化や人口減少などにより、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が全国的に大きな問題になっています。松前町においても同様です。

そこで、農業の担い手確保に向けた本町の取組について質問いたします。

農業者を増やすためにはもうかる農業の実現が必要であり、そのためには効率よく農作業を行い、高品質の作物を作らなければなりません。早急な担い手の確保が課題ですが、認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体等の農業者確保に向けた取組と実績について伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） 農業振興のうち、農地集積・集約化についてお答えします。

議員から御質問のあった農地集積・集約化支援事業は、農業の担い手である認定農業者、認定新規就農者又は実質化された人・農地プランの中心経営体が農地の区画の拡大の

ために畦畔を除去する事業に対し、その費用を補助するものであり、今年度は11月末時点で8件の申請がありました。事業を実施した方からは、畦畔除去により農地が広くなることで作業効率が上がったことや、除草剤の使用量が減り、経済面での負担軽減が図られたことなどの声を聞いています。一方、高低差がある農地では、畦畔除去に加えて土地の均平化に要する費用の補助を求める意見もありましたが、事業を利用された多くの方は畦畔を除去してよかったという意見であり、町としても一定の効果があったものと認識しています。

なお、課題に挙げられました土地の均平化については、多額の費用を要することが予想されますので、この事業とは別に国の補助事業を活用して農地の整備が図れないか、研究していきます。今後も農地集積・集約化支援事業を継続していくとともに、農業を担う方の意見を参考にして、より一層利用しやすい制度にしていきたいと考えています。

次に、農業の担い手確保についてお答えします。

本町では、愛媛県伊予農業指導班、J A松山市と連携しながら、農業の担い手の確保に取り組んでいるところです。過去3年間の実績は、新たな農業の担い手として認定農業者が15人、認定新規就農者が3人確保できましたが、高齢などを理由に認定農業者をやめる方もいるため、現在町内の農業担い手の数は120人となり、横ばいで推移している状況です。今後この方たちが高齢化する中で、地域の皆さんがこれまで築き上げてこられた地域の農業、農地を守っていくため、農業の担い手確保は本町の喫緊の課題となっています。

このため新たな農業の担い手を確保する取組として、経営規模の大きな農業法人の参入を促すことが重要と考えます。現在も一部の地域では、町外の認定農業者である農業法人が町内での耕作面積を拡大している事例が見られており、今後も町内の担い手だけではなく、農地の維持が難しいことが予想されますので、町内で営農している町外の認定農業者に対し、経営規模の拡大が図れないか、聞き取り調査をしたいと考えています。

認定新規就農者を確保する取組では、国の補助事業、経営開始資金を活用して、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付しており、今までに5人の方が利用をしています。また、昨年度はJ A松山市の新規就農研修所が町内に移ったことにより、研修生が新たに農業の担い手として町内で営農を開始しました。今後も研修生が町内において農業の担い手として活躍できるよう、J A松山市と連携してまいります。

最後に、人・農地プランでは、これまで認定農業者又は認定新規就農者を中心に中心経営体として位置づけてきましたが、人・農地プランから移行する地域計画では、継続的に農地を耕作する中・小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体などの多様な形で農業に関わる経営体も新たな農業の担い手として位置づけすることで、将来にわたり地域の農業が維持、発展できるようにしたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 御答弁よく分かりました。

最初の畦畔除去について、もう一つ教えてください。

畦畔というか、小さい田んぼの四隅がなくなるっていうことは、稲刈り、田植のときに手作業ですところが減るので、農家さん、労働される人のすごく時間とそれから体力、いろんなところで力仕事、そういうところがすごく軽減されて、大きな機械を使うことによって効率もよく作業ができるっていうふうに思っております。その点についてなんですけれども、よくなったっていう、そういう意見があったって今言われましたが、そういうところをもう少しほかの農家さん、農業をこれからしようっていう人にも周知する方法とかはお考えでしょうか。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） この事業については、今年度も4月と9月にチラシを配布して、事業の周知を図ってきたところです。その中で、この事業をしてよかったという声も多く聞いておりますので、その点をアピール、今後していったって、この事業の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） ぜひ多くの方に周知していただいて、先ほど答弁もいただきましたように、あぜはなくなったんだけど、やっぱり耕作地の平準化っていうか、平らに均等に保つことが本当に可能なのか、できるんだろうかっていう不安も皆さん言われているので、どのようにすれば、どのようにというか、どういう耕作地だと畦畔を除去することによってメリットがあるのかとか、できるだけあまり高低差のない耕作地を選んでされとるほうがいいですよとか、そういう指導も加えていただくと、周知だけじゃなくて、現地視察じゃないですけど、こちら畦畔を除去するといいですよっていうふうにアドバイスを一言言っていただくと、何となく田んぼを持ってる方も安心して、じゃあやってみようかっていうことも可能ではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） 議員おっしゃるとおり、この畦畔除去事業については隣接した農地の高低差がないところでやるのが一番費用が安く上がって、作業効率も上がる事業だと考えてます。高低差のある事業については、先ほどもお答えしたとおり、畦畔を除去することで低い農地のほうに土を入れて盛土する必要があるございます。で、また、その農地の高さを变えることで、残った畦畔のかさ上げも必要になってくる場合もございます。で、農地を上げることで用水の取水ができなくなる可能性もございますので、やはりそういう場合は畦畔除去事業じゃなしに、区画全体を考えて基盤整備するような事業に取り組む必

要がございますので、今後畦畔除去事業については、その高低差がないような農地を率先して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） よく分かりました。

農家は本当に日々大変な努力をしながら、特にこの夏は暑くて、もう田んぼに出るのもちょっと怖いなぐらいな猛暑の中、一生懸命ちょっと田の水を見に行ったりとか、病気になってないかとか、病害虫の大丈夫かとか、いろいろ皆さん苦勞をされて、田んぼ、それから野菜を作っていると思いますので、そのあたりも含めてこれから御指導よろしく願いいたします。

それから、担い手の確保について、1点お伺いいたします。

J A松山市さんとの連携をしてやってるってということで、認定農業者さん15人、それから認定新規就農者が3人確保ということで、すごくそれはありがたいなと思っております。担い手の確保は120人で横ばいで推移している、もっと私は減ってるのかなと思ったんですが、横ばいということで少し安心はしておりますが、その後に続いてやはり高齢化、それは皆さん年々年を重ねて、年を重ねるということは経験値も上がりますので、皆さんプロ、だんだん年を取るごとに田んぼを作ったり、麦を作ったりする経験は豊富にはなってくるんですけれども、やはり体力的な問題、それから大型機械を使うっていうこともやっぱり若い方の力は、もう本当毎日毎日大変な作業ですので、もう必ず必要になっておりますので、どうぞ新規農業者、就農者の増加に向けてはこれからも御努力をお願いしたいと思います。

そのところでちょっと1点なんですが、農業を副業的に営む経営体っていうところが出たんですが、具体的にはどういう事業者さんかはお答えできますでしょうか。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） この方は、例えばサラリーマンをして兼業で農家をされている、一般的に言う兼業農家の方を地域計画の中で今後の10年後の農業の担い手として位置づけることができれば、新たに農業の担い手として確保できるものと考えておりますので、そのような方を想定しております。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） よく分かりました。兼業農家さんっていうことですね。

兼業農家っていうのは、会社勤め、サラリーマンをしながら、土日に農家の仕事を手伝うとか、一緒にやるっていうことですが、やっぱり若いうちからやっていただくと勉強にもなりますし、定年退職後、一念発起して中心になって頑張ろうかっていうことにもなりますので、ぜひそういう兼業農家さんの力はもう偉大だなと思っておりますので、こち

らにもいらっしゃる方にも兼業農家さんがいらっしゃると思いますので、どうぞ皆さん、お力を下さい。よろしくお願いいたします。

今年の夏も本当、もう本当に暑い夏で、皆さん命がけで農作業に携わっていたように思います。それを乗り越えて、今、田畑では麦の種まき作業も順調に終わることができているように思います。この季節、県外からいらした方が、芝生のようにずっと列になって緑が輝く麦畑を見て、とても美しいですね、これは何が植わってるんですかっていう御質問を受けるんですが、これはですね、はだか麦っていうんですよって、ええ、はだか麦って何ですかっていうて、まだまだ御存じでない方がいらっしゃいます。愛媛県のはだか麦の生産は、今年も38年連続日本一に輝きました。松前町は本当に平たんで、お水も豊富で、農業に適した地域だと思っております。どうぞ皆様にも松前町の米、麦、野菜などの農産物を安心して召し上がっていただき、松前町の農業が持続可能な産業となるよう、町においても商品開発、それから販路拡大に努めていただきますようお願い、農業振興についての質問を終わります。

次の質問に移ります。

野犬対策について伺います。

近年、野犬目撃の情報が多く、特に重信川付近では四、五匹が群れをなしている様子が目受けられます。今年2月に行った議会報告&意見交換会でも、町民の方から野良猫、野良犬の対策についての意見があり、町長に要望書を提出いたしました。その後、町長から重信川野犬対策検討会や動物愛護行政事務担当者会に参加し、情報交換を行い、対策の検討を続けているとの回答がありました。現在も野犬の出没に不安を感じ、散歩や農作業中、または児童生徒が登下校時に怖い思いをしたとか、外遊び等で野犬がいるのではないかと心配で外出をためらうといった声を聞きます。野犬の捕獲の依頼や実績はどうか。今後の対策について伺います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 野犬対策についてお答えします。

松前町での野犬の捕獲要請は毎年数件あり、その捕獲数は令和4年度1頭、令和5年度1頭、今年度は現時点で2頭となっています。議員御指摘のとおり、野犬は近隣住民の安全・安心な生活を脅かすため、適切に捕獲することが必要です。

現在、野犬の捕獲は餌を入れた捕獲箱を設置して行っています。野犬は危険察知能力や学習能力が高いため、捕獲箱による捕獲は困難な状況ではありますが、餌をより捕獲率の高い餌に替えてみたり、職員が根気強く町内パトロールを実施したりすることで、先ほど述べたとおり、今年度は2頭の野犬を捕獲することができました。また、昨今、近隣住民の方々がいち早く野犬の目撃情報を通報してくださり、捕獲箱の設置場所の提供や捕獲後

の連絡にも迅速に対応していただいています。このように連絡協力体制が構築されてきたことも、野犬の捕獲成功につながっているものと考えています。

今後の対策といたしましては、本年2月の議会報告&意見交換会の要望時に回答いたしました重信川野犬対策検討会や動物行政事務担当者会議で情報提供を受けた内容を踏まえて、子犬の段階での捕獲や捕獲効果が向上する捕獲箱の設置を試みるほか、参加会員の連携を強化し、保健所職員との協同による捕獲を実施したり、捕獲実績のある他市町の職員から有効なノウハウをより具体的に教示していただくなどして、捕獲実績の向上を図りたいと考えています。

一方、野犬を増やさない対策として、無責任な餌やりが野犬を増やし、近隣住民の安全・安心な生活を脅かすだけでなく、結果的に動物を不幸にしてしまうことを広報紙やホームページなどで掲載するとともに、町民課主催の子ども環境学園の事業において、啓発講座が開催できるよう検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 今年度は2頭、住民の方も捕まってよかったっていう、本当に安心したっていう御意見を伺っております。

ただ、捕まって、その群れというか、四、五匹はいなくなったんだけど、また違う種のが最近うろうろしているっていう御意見を伺っております。それともう一つ併せて、やっぱり住民の方が捕獲箱を見て、その箱自体ちょっと怖いというか、捕獲された後の犬たちはどうなるんだっていう御質問を受けてるので、そのことについてお教えいただけないでしょうか。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 捕獲後の犬のことについて御返答いたします。

動物愛護及び管理に関する法律によって、捕獲、犬の引取り、犬や猫の引き取る場所が指定されておりまして、今、松山市以外は愛媛県動物愛護センターというところが引取り場所となっております。で、各市町のほうは、捕獲をしたら犬猫拾得物として愛護センターのほうに持っていくという役割となっております。

愛護センターのほうでも、全てを殺処分するわけではございません。もうできるだけ殺処分がないこととということで、健康チェックですとか、性格チェックというのを専門家の方、獣医さんがおられますので、されます。野犬の場合、病気にかかっていたりとか、性格は凶暴でちょっと人に近づけないといったような特徴があるとはお聞きはしておりますが、できるだけ個人やボランティアの方に譲渡ができるよう、譲渡の研修を受けた方を対象に、愛護センターのほうでもマッチングをして譲渡のほうを進められてはおられます。なので、市町としては役割としては住民の方々が危険でないように捕獲をするという

役割ではございますが、併せてその動物を、動物も命のあるものですので、大切に無責任な餌やり等をしないというところの啓発は、今一層強化はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） そうですね、捕獲箱を見た住民の方が、これに捕まったら殺されるんやろうって言って、その箱を見るだけでも胸が痛いとか、何か捕まらんほうがいいんじゃないやろかっていう、そういう御意見も本当にいただいております。確かに本当、命あるものでもありますし、住民の方のその優しさとそれから不安っていうのが何か入り混じってるような話かなと思っております。

実際、愛護センターで譲渡会が開かれておりまして、そのときにワンちゃんを引き取って育てたんよっていう人のところ、お宅に伺ったことがあるんですが、最初はやっぱり数か月はおびえて、なかなか人を見るとほえちゃって、なかなか人慣れせんかったんだけど、でも数年たちますと本当にかわいらしい、本当に人懐っこいワンちゃんに成長している姿、本当に家族さんに愛されて、家族さんもそのワンちゃんや猫ちゃんからすごく癒やしをもらって、ストレスを感じない生活ができるようになったんよっていうようなお話も伺っておりますので、引き続き捕まってからの後のことも併せてアナウンスしていただいたら、ただ野犬がいる人は通報してくださいじゃなくて、捕まった野犬はこういうふうになるんですよっていうのを知っていただいて、先ほど渡辺課長が言われたように、やはり私たち人間がそういう野犬をつくってるんじゃないか、そういうお互いに命あるものなので、むやみに虐待をしたりとか、捨てたりとか、本当無責任に餌をやったりとかしないように、皆さんに周知していただきたいと思います。本当に農作業してる人なんかが、やっぱりあぜをつくって、そこが掘り返されて、中、何が入っとんやろうと思ったら、結局人が食べた食べ残しのもの、特に残飯ですよ、そういうのを何かそこ辺に放置してたのか、どっかから取ってきたのかは分からないけれども、犬の習性でそのどっか隠そうっていうので、その田畑にあぜとかがふかふかしてる場所、あぜじゃない。さっきあぜのことばかり言うてたからあぜって言うてましたけど、そういう作物を、せっかく植えたのにそこが荒らされるっていうような話も聞いておりますので、その辺も周知していただきながら、犬も猫も動物たち、私たち同じ生き物ですので、犬や猫は本当に私たち人間と一緒に過ごしてこそ幸せに生きていけるのではないかと思います。本当動物も私たちも安全に安心して暮らしていけるよう、一緒に知恵を絞っていききたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

3 番池田幸子議員。

○3 番（池田幸子議員） 議席番号 3 番、池田幸子です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、12月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

初めに、本町における長期欠席・不登校児童生徒の状況についてお尋ねいたします。

昨年も一般質問でお尋ねしましたが、新たに文科省が行った令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が10月31日に掲っておりますので、本町についてもお聞きします。

この調査について、まず定義として、長期欠席は病気、経済的理由、不登校、その他に分けられ、その中の不登校については何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるものとされていますので、そちらに基づいて質問させていただきます。

さて、令和5年度の全国の小中学校における不登校児童生徒数は34万6,482人で、前年度が29万9,048人でしたので、前年度から4万7,434人増加しております。11年連続増加し過去最多となったものの、増加率は令和4年度が22.1%、令和5年度が15.9%と、前年度と比較して若干低くなっているようです。

在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.7%となっております。ただ、こちらの数には行き渋りや部分登校など、潜在的期間にある不登校の予兆が見られる子どもたちは入っていません。本町におきましても、学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等が様々な不安や悩みについて児童生徒や保護者が相談できる体制を取られているとお聞きします。

ただ、不登校になってからの相談よりも、予兆が見られる段階で適切な対応ができるか否かが重要だと考えています。事前に子どもたちの変化に気づいてSOSにどう寄り添うか、しっかりと専門家の力もかりながら、先生と保護者との連携を進めていくことが必要だと考えます。

本町におきましても、誰一人取り残されない学び保障プランの実施に向けて、こういった視点を持って長期欠席やひきこもりの児童に対する早急な行政支援が引き続き必要だと考えます。

昨年9月の定例会において、足立教育長から小中学生合わせての不登校児童生徒数は令和5年8月末時点で38人との答弁をいただいています。あれから1年経過し、スペシャルサポートルーム等の設置もなされましたが、本町も以降、不登校児童生徒数は増えているのでしょうか。また、長期欠席についても含め、松前町の長期欠席・不登校児童生徒の現状及び推移について、改めてお聞かせください。また、その要因について様々だとは思いますが、可能であればお答えできる範囲で結構ですので、併せてお伺いいたします。



次に、本年度松前中学校に設置されたスペシャルサポートルームの利用状況についてお尋ねいたします。

本町でも、自分の教室に居づらくなってしまった子どもたちが通える場所を校内に設け、学習支援をしたり、安心して過ごせるよう専門の支援員を配置したりといった支援を進めていただいておりますが、他の市町ではスペシャルサポートルームを利用する児童生徒が増え過ぎてしまい、飽和状態になってしまったといった課題も聞いています。本町のこれまでの利用状況についてお聞かせください。

また、保護者の中には町内の他の小中学校にも設置してほしいとの声も上がっていますが、利用状況も踏まえ、今後スペシャルサポートルーム等の増設は予定されているのか、併せてお聞かせください。

さらに、校内に設置するという支援に加え、学校の外に公設の支援施設を造るケースも増えてきています。御存じのとおり、近隣市町においても不登校やひきこもりの児童生徒の居場所を開設しており、誰一人取り残されない学びの取組を行っています。本町でも教育と福祉、両分野の連携の複合施設の設置等について研究し、前向きに検討する旨を伺っておりました。そこで、設置の可能性や今後のスケジュール等について、どのようにお考えになられているのでしょうか、お聞かせください。

最後に、長期欠席、不登校やひきこもりの児童生徒など、居場所のない子どもたちの孤立を防ぐための新たな支援の形について質問いたします。

どうしても学校に抵抗がある子どもたちの選択肢として、民間のフリースクールがあります。以前、足立教育長に御答弁いただいた中でも、民間フリースクールは本町からの距離や費用負担が大きい等の理由により、そこで活動できる子どもたちが限られているとありました。自治体によっては不登校を理由にフリースクールに通う児童生徒に対して、その利用料や通学の補助制度を開始しています。実際に本町の近隣市町にはフリースクールや古民家で不登校児童生徒の居場所づくりを行っている民間団体がありますので、本町においても独自の補助金制度等を設けることで不登校状態を起因とする居場所がない子どもたちの孤立を少しでも防ぐことができるのではないかと考えます。不登校児童生徒にとって心地よい教育環境については、生徒の数だけ答えが存在するのではないかと思うほど多様だと思っており、今の公立の学校では収まり切れないケースもあると考えます。この支援があることで子どもたちの可能性につながるのではないかと考えますが、本町のお考えをお聞かせください。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

**○教育長（足立一志）** 子どもたちの教育環境についてお答えします。

令和5年9月議会において池田議員の一般質問でお答えしたとおり、長期欠席児童生徒

とは年間30日以上欠席した児童生徒を、不登校児童生徒とは長期欠席児童生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものをいいます。令和6年11月の段階で、本町における長期欠席児童生徒数は60人です。そのうち不登校児童生徒数は56人で、昨年の同時期と比較すると、小学校では6人増加、中学校では4人減少をしています。

次に、令和6年度から松前中学校に設置した校内サポートルームの利用状況についてお答えします。

現在利用登録をしている生徒は8人おり、そのうちほぼ毎日利用している生徒が6人で、うち一人は県の適応支援教室こまどりも利用しています。そのほか、こまどりやフリースクールを中心に利用しながら、校内のサポートルームを併せて利用している生徒が1人、利用登録はしているものの、ほとんど登校できてない生徒が1人という状況です。学校に安心できる居場所があることで、継続した登校ができるようになり、学習の場が確保できたり、保護者との連携も図られたりするなど、効果が現れています。このため令和7年度から町内の他の中学校にもサポートルームを設置するよう現在調整中です。

また、夏休み期間中は長期にわたって支援が途切れることにより、学校に来づらくなる傾向があることから、不登校児童生徒支援員の夏休み中の勤務を確保し、支援が継続できるようにしたいと考えています。校内サポートルーム以外の対策としては、学校外のサポートルームの設置に向けても検討しているところです。

次に、フリースクールやオルタナティブスクールに通う児童生徒への補助についてお答えします。

フリースクールとは、不登校や学校に通えない子どもたちに対して学びの場を提供し、再び学校に通えるようになるための支援を行うことを目的としているもので、オルタナティブスクールとは様々な理由で学校になじめなかったり、物足りなさを感じたりする児童生徒を対象として、柔軟なカリキュラムで児童生徒の個性や興味に応じた学びを提供しているものです。これらの学校は、文部科学省の認可を得ておらず、金銭的支援がないため、学費は基本的に全額を保護者が負担することになります。

フリースクールについては、学校に通えない子どもたちの学びの場を確保するため、県は一定の要件を満たすフリースクールや低所得の保護者に対し補助を行っており、県内市町においても補助を行うところが出てきています。オルタナティブスクールについては、県内で2校の設置が確認されていますが、実態等については十分把握できていません。

フリースクールは、不登校や学校に通えない児童生徒にとって貴重な学びの場となっていますが、先ほど申し上げたように、学校外のサポートルームや教育支援センターの設置に向けて検討しているところであり、今のところフリースクールへ通う児童生徒の補助を行うことは考えていません。また、オルタナティブスクールについては、今のところ情報が少なく、状況がよく分からないことから、今後情報を収集していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） よく分かりました。

中学校では4人減少というふうに先ほど伺ったんですけれども、それは卒業等によって減ったのか、サポートルームができたことによって改善されたのかっていうところについてお聞かせいただきたいのと、それから小学校では変わらず増加傾向にあると思うんですけれども、サポートルームを小学校ではなくて中学校につくる予定だっていうところの理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 増減につきましては、卒業をした子どもの数もあるとは思いますが、サポートルームの設置によって学校に足が向くようになった生徒もいて、詳しい実態まではまだ把握はできていないんですけれども、その効果はあったのではないかと考えております。不登校自体の児童生徒数は令和4年度から、前回の議会でもお答えいたしましたように、令和4年度から令和5年度につきましては88人から76人と若干の減少をしている傾向もありますので、松前町全体としては全国の傾向とは若干違うところはあるのかもしれないとは考えております。

それから、支援員についてですが、中学校の配置を現在考えているんですけれども、中学校に配置したのはもう実態に即して不登校の児童生徒数の数から考えて、まず最初は中学校が必要ではないかと、現場からの声も中学校の必要性が非常に大きくあったこともあって、中学校への配置を考えております。ただ、将来的に議員の御指摘にありましたように、早い段階から手を打っていくということは効果的な方法であると考えておりますので、可能であれば小学校への配置も考えていく必要があるし、配置をしていきたいなということは考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） よく分かりました。

次に、フリースクールやオルタナティブスクールに通う児童生徒への補助については今のところ考えていないというふうに御答弁いただいたんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、不登校児童生徒の心地よい学びの場っていうのは本当に多様にとんでいるなと思っておりまして、同時にフリースクールへの通学支援がかなうのであれば、そちらのほうの新しい制度もつくっていただけたらと思います。

先ほども申し上げたとおり、不登校児童生徒数は全国的に年々増加傾向にありまして、もちろん教育委員会としても様々な支援体制については進められており、その点については改めて感謝申し上げるところです。長期欠席や不登校からひきこもりにつながらないよ

うな長期にわたっての支援体制の構築は大変重要です。ただ、不登校やそこからつながるひきこもり問題は、当事者やその家族に特化した特別な問題ではないのだと、先日不登校についてのセミナーを私参加してきまして、そこで学んできました。担任の先生だけではなくて、学校全体の先生方の理解はもちろんのこと、地域の方々の在り方や周りで見守る大人の理解も子どもたちの心には大きく影響を与えるのだと思っております。

当事者に対する直接的な支援は、今動いていただいていると思うんですけども、少しズームアウトして、地域への理解につながるような機会を設け、寄り添える地域づくりに取り組むといった周りの大人たちの意識の向上にアプローチするような支援体制も必要ではないかと思っています。ただ居場所や制度をつくるだけではなくて、子どもたちを誰一人取り残さない松前町の教育支援体制をつくっていただきたいと心から願っています。そのためにも実際の課題や保護者からの声をどのようにお聞きし、町の施策に反映していこうとしているのか、そういったことも大変重要ですので、支援体制を進めていく上で検討委員会を設置してはと思います。ぜひともこういった支援体制の構築も含め、今後私たち松前町が一步一步できることは何なのかを私も一緒になって考えていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 池田幸子議員の一般質問を終わります。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党影岡俊範。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず1問目につきまして、可燃ごみの削減、その中でも使用済み紙おむつの資源化についてということで質問させていただきます。この質問は前回にもさせていただいておりますが、国も積極的な取組に進んでおりますので、また再度質問させていただきます。

紙おむつは、1940年頃にスウェーデンで誕生しました。1960年代に日本でも販売が開始されました。当初、性能的な問題や使い捨てへの抵抗感からあまり普及はしなかったのですが、高吸水性の樹脂が開発され、1983年に高級水性樹脂の紙おむつが発売されると、女性の社会進出の影響もあり、急速な普及を遂げました。一方、大人用紙おむつは、高齢者人口の増加とともに様々なタイプの紙おむつが登場し、今では紙おむつは介護の必需品として広く普及しており、その結果、使用済みの紙おむつの排出量は年々増加傾向にあります。

環境省のガイドラインでは、一般廃棄物排出量に占める使用済み紙おむつの割合が推計されておりますが、2015年度は4.3%から4.8%程度、これが2030年度には6.6%から7.1%まで増加すると推計されております。紙おむつの処理状況は、環境省2019年度の調査では94%の市町村が分別収集していないと回答しております。ごみの多分別リサイクルに取り

組む自治体では、最後に課題として残るのが使用済み紙おむつであります。

行政の取組先進事例として、福岡県大木町では2011年10月から家庭系使用済み紙おむつの分別回収事業を実施しております。町内50か所に回収ボックスを配置して、一般ごみと別の専用袋に入れて家庭から分別して出してもらう方式であります。2008年に大木町を対象として実施された可燃ごみ組成調査によりますと、焼却ごみの11%、これ重量比という、を紙おむつが占め、賦存量は潜在量ということですが、町内では年間100トンを超えると推定されています。

紙おむつの問題解決に向けた企業のSDGs取組事例として、ベビーケア、ヘルスケアの製品の製造販売を手がけるユニ・チャーム株式会社では、独自のオゾン処理技術の開発により、紙おむつを安全なパルプとして再資源化することに成功しております。2016年5月から、鹿児島県志布志市の協力により、使用済み紙おむつリサイクルシステムの実証実験を行っております。この実験では、2020年中に市内で本格的な分別回収と再資源化へのシステムの構築を目指しております。また、花王株式会社は京都大学や愛媛県の自治体、西条市であります。と連携し、保育施設に熱分解できる装置を設置して、体積を20分の1にして、今後資源として再利用する取組を検討しております。

国の動向として、2018年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、おおむね2025年度までに、高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済み紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者支援、リサイクルに関するガイドラインの策定を行うという方針が示されました。環境省は2020年3月に、市町村が再生利用等導入に向けた検討の際に参考となるよう、使用済み紙おむつの再生利用等の検討の流れ、取組事例、関連技術、関連規制等を整理したガイドラインを策定しました。また、令和5年8月9日付け「使用済み紙おむつの再生利用等の促進プロジェクト検討結果取りまとめ」に、環境省の今後の取組の方向性として、取組のポイント、情報提供、関心がある自治体等の協力を得て、自治体内部の検討、判断に必要な情報について、国が調査、整理して情報提供を行う。

次に、自治体支援については、自治体の取組の段階ごとに必要な支援を行い、さらなる底上げを行って、手順ごとの先行事例を創出。

事業者支援として、事業者に対して技術開発や設備導入に関する必要な支援を実施。支援の例として、実証事業に対する補助、リサイクル設備導入の補助とあります。

達成目標としては、自治体・企業における使用済み紙おむつの再生利用等の取組をさらに拡大させ、2030年度までに実施・検討を行った自治体の総数を100自治体とするともに、今後の状況に合わせた柔軟な対応を行い、持続可能な取組にしていくとあります。

本町の使用済み紙おむつの資源化への取組の考えを問います。1問目、よろしくお願いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 使用済み紙おむつの資源化についてお答えします。

現在、松前町の使用済み紙おむつの処分方法については、衛生管理の面から焼却処分していますが、紙おむつ素材であるパルプ、樹脂、高分子吸収材は、議員御指摘のとおり、殺菌処理などをした上で再生利用などが可能と言われています。

環境省が2020年3月に策定した使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインでは、使用済み紙おむつからパルプ及びプラスチックなどの回収による再利用やペレット化による燃料製造など、各種再生利用方式による取組をしている市町村の例が紹介されています。

また、環境省が2023年8月に取りまとめた使用済紙おむつの再生利用等の促進プロジェクトの結果報告では、2020年度の一般廃棄物に占める使用済み紙おむつの割合は5.2から5.4%とされており、再生利用などを実施している自治体は1から2%程度となっています。2030年度には、その割合が6.6から7.1%になると推計されており、国では再生利用などの実施、検討を行った自治体の総数を現在の約3倍に当たる100自治体とするとともに、今後の状況に合わせた柔軟な対応を行い、持続可能な取組にしていく目標を立てています。

本町といたしましても、使用済み紙おむつの資源化が有効との認識はあるものの、分別収集した紙おむつをリサイクル処理できる施設が愛媛県近辺にないため、リサイクルルートが確保できないことや、回収品目が増加することによる収集費用の増加などが懸念されることから、資源化には至っていません。しかしながら、使用済み紙おむつの資源化は、可燃ごみの排出量の減少、焼却処理費用の低減及び資源の有効利用並びに埋め立て処分量の削減のほか、CO<sub>2</sub>排出量の削減などの効果があるため、今後もリサイクル業者や他市町の動向を注視しながら、引き続き研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） これからしっかりと研究していただきたいと。松前町での事業化ということも取り組んでいただきたいと考えます。

もう一つ事例を申し上げておきます。

紙おむつを含む有機系ごみの減量化を実証実験しているところがあります。これは東京の狛江市で使用済みの紙おむつも廃プラも有機系ごみを丸ごと分解する実証実験があります。同装置は民間企業等が大学と共同で開発したものでありまして、特徴としてごみを燃やさず、200度から300度で加熱分解するため、温室効果のある二酸化炭素を排出しない。2つ目は、処理後にはごみの量が300分の1に減容する。炭化後の炭化灰は石けんの原材

料として再利用が可能ということです。最後には、いわゆるCO<sub>2</sub>とか、そのあたりの排出というか、自然太陽光の蓄電池による自立運転も可能ということでもあります。トータルしましたら、有機系ごみの減量化が図れると。ということは、これまでも述べました使用済み紙おむつのリサイクルというよりも、この方式は有機系ごみ、紙おむつ、廃プラ、このあたりを含めた有機ごみの減量化、減容化ということの技術も実証実験されております。こうした様々な取組があります。本町の地域性に合った技術を研究していただいて、そして事業化していく方向で考えていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 2問目、松前町役場の業務改善ということですが、職員へのキントーンの活用教育はということで、愛媛県で開催されております行革甲子園で、前回はRPAの活用で時短達成をした事例が発表され、今回はキントーンを活用して業務改善を図っている事例が3件ほどあったと承知しております。本町も両システムを採用していると聞きます。本町において、これらを有効活用していく上では現場の実務者教育が大切で、システム研修等を積極的に行う必要があると考えます。カリキュラム等は策定しているのでありますか、お尋ねします。また、キントーンによる財務諸表の内製化に取り組まないのか、本町の取組の考えを問います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、キントーンとRPAの活用教育についてお答えします。

キントーンは、プログラミングの知識がなくてもノーコードで業務のシステム化や効率化を実現するアプリをつくることのできるクラウドサービスで、今年度の行革甲子園においては今治市と北九州市の2つの市がキントーンの活用事例を発表しました。

御質問のキントーンの活用に係るカリキュラムの策定はしていませんが、これまでの研修としましては令和3年度から令和5年度にかけて階層別のハンズオン研修を随時実施してきました。また、今年度はキントーンやRPAをはじめとした各種ツールの活用を促進するため、各課においてツールを活用することが可能な業務の担当者に対して対面での伴走型支援を行っているほか、グループウェア上にキントーン活用サイトを作成して、職員への情報発信も行っております。今後も定期的に研修を実施し、ツールの活用に努めたいと考えています。

次に、御提案の財務書類の内製化につきましては、キントーンの標準機能は複雑な計算結果を反映することができないことから、会計業務用ツールとしての活用には向いていないため、今のところは考えておりませんが、他市町の事例も参考にしながら、幅広い業務

での活用について今後も研究を継続していきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） キントーンの機能ということについて、私も詳しくはありませんので、お答えいただいたように財務諸表、書類の活用は難しいということが分かりました。

これをひとつ、私は財務諸表ができないのかと申し上げた、内製化できないのかというのは、財務諸表を作るに当たって、作成するに当たって、予算で年間300万円ほどの委託料というのが発生しているかと思うんですが、そのあたりはちょっと確認をしたいと思うんで、いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） おっしゃるとおり、財務諸表の作成につきまして委託業務を行っておりますので、100万円か200万円か、ちょっと今数字は持ってないんですが、委託料は発生しております。数字につきましては、ちょっとすいません、今手元に資料がないので、100万円か200万円かは覚えてません。そのぐらいです。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 私が予算書を見たところでは、委託費として280万円、300万円弱あったかと思います。これを毎年ずっと続ければ大きな額になるので、内製化できればこれが削減できるんじゃないかということで、ひとつ取り上げました。

これに絞ったわけではなくて、実は財務諸表だけではなくて、行政には多数のですね、いろんな書類、そしてデータがあろうかと思います。これをRPA、それとキントーン、これをうまく活用してデータを集積化して、データを見える化して、そのデータに基づいて分析を行い、そして最終的というわけではないんですが、それをもって予算策定に活用していくと、そういうふうな方向でこれらのツールをしっかりと学んで、しっかりと活用していただけたらというふうに思います。その点については、お考えはいかがでしょうか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 現在キントーンを使ったアプリケーションのほうを、健康アプリであるとか、カーブミラー点検管理アプリ、マイナンバーカードの予約管理アプリとか複数、今10個ほどアプリを作ってます。今後もさらに公用車の運行日誌のアプリであるとか、そういった内部事務のほうのアプリケーションを作るとともに、できればこれDXの観点でも導入をしております。私が係長時代に導入したものでございまして、そのときもいろんな活用ができるということで、まず入れました。本当にノーコードといって、難しいプログラミング言語が分からなくても、皆さん若い世代の方であれば使いこなすことに



簡単に慣れてくるようなものでございますので、もっともっと検証をして、皆さんが使っていただけたらと思っております。

加えてRPAですけども、RPAのほうは基本的には同じような提携の作業をパソコンで職員がするんですけども、それを自動化するというものですね。同じような入力作業を、例えば帰るときにRPAを仕掛けておいて、朝出てきたらもう出来上がっているようなものがRPAでございます。これについても10事業で今活用を進めてますので、今後もRPAの活用を進めていきます。

議員がおっしゃられるように、内製化できれば費用を抑えられる面もございますので、もっともっと積極的にいろんな民間のツールなども使いながら、予算のほうも削減しながら、新たなことに投資ができるようにしていきたいと思っております。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） ぜひとも業務改善、DXというか、業務改善に、このあたりはツールを十分に活用していただいて、行政の事務を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

12時を回りますが、続けさせていただきます。

2 番池内邦仁議員。

○2 番（池内邦仁議員） 議席番号2 番、池内邦仁です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

初めに、町長の公約についてですが、公約の中の圧倒的な子育て支援の中に小中学校の給食費無償化を行うとありました。そのためには、松前町で約1 億5,000万円程度の資金が必要と試算されています。この件については、国が主導で行うべきだとの意見もあります。また、現在国が検討を進める103万円の壁問題、この11月20日に引上げを目指すことで、自民、公明、国民民主の間で合意に至りました。

この103万円が引き上げとなれば、場合によっては地方自治体に入る住民税が4 兆円程度の減税になり、国税の所得税を原資とする地方交付税が1 兆円強失われるとの試算もあります。愛媛県の市町ベースでは、それぞれ170億円と90億円の歳入減となることが試算されています。既に18歳までの医療費無償化、第2子以降の保育料無償化など、実績を残されていますが、一方で今年2月にフレッシュB o xにも投稿がありましたけども、子どもの衣食住は親の責任と考える人もたくさんいることも事実です。歳入が減少することが予想される現状で、給食費無償化に対する取組について、いま一度町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 小中学校の給食費の無償化についての現状での考えについてお答えをします。

給食費の無償化は国が主導すべきという御意見があることは承知しておりますが、令和6年6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太の方針には学校給食無償化の課題整理等を行うという記載しかないため、現時点では国の主導で速やかに給食費無償化が進むことは見込めないと考えております。今ほど御意見ありましたが、私のスタンスとしては子育て支援というものは国が一律に行うべきというのが原則のスタンスでございます。しかしながらですね、昨今もう子どもの少子化が加速していくことは議員も御承知のことかと思えます。例えば今年であれば、70万人を出生数が下回ることも、この間記事に出ておりました。このような状況を見ますと、国に先んじてやはり進むべきではないかというふうに思っております。

また、103万円の壁の問題につきまして、現在引上げの時期や引上げ幅についての議論が進められており、金額が引き上げられた場合の国と地方の減収等に関して様々な情報が報道されていますが、まだまだ不透明な部分も多いため、本町としましても情報収集に努めているところでございます。

給食費の無償化につきましては、圧倒的な子育て支援の一つとして公約に掲げたものであり、現時点ではこの公約を実現するべく、令和7年度当初予算に必要経費を計上したいと考えております。最終的には、今後の国の動向も踏まえながら、当初予算案を議会へ提出するまでに判断したいと考えております。

多々、多様な意見もあるところではございます。しかしながら、これまでの30年間、この国は人口減少を放置してきたのではないのでしょうか。それについて向き合うべきときが来ていると私は思っております。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） ありがとうございます。町長の熱い思いが十分伝わったんじゃないかと思ってます。

私もしていけないとかというようなことを考えているつもりではなくてですね、町長の公約の中といいますか、5つのまちづくりという中に、今言いました希望が生まれる圧倒的な子育て支援、希望が続く高齢者に優しいまちづくり、希望が育つ真の教育の町、希望が支える新産業・経済成長戦略、希望が生きる土壌、持続可能な町の基盤整備とあります。いずれも当事者にとっては非常に大事な施策が数多くあると思います。例えば、先ほど渡部議員から質問のあった畦畔除去、この問題についても山田課長からも回答がありましたけども、畦畔を除去したことにより、農地の段差解消の問題など新たな問題がまた出てきています。何かを行えば、どこかに影響が出ることを十分に理解し、また予測し、ある方面の施策を偏ることなく、各所から上がった課題を能動的に評価、実施し、今後の希

望へのチャンスとして捉え、町民と一緒に巻き込んでいくような活動をしていってほしいと考えます。

次に、第9期介護保険事業計画についてです。

令和6年3月に、第9期介護保険事業計画が発表されましたが、今回その中から安心・安全、元気な地域づくりのことについて、以下の2点について質問いたします。

まず1点目は、避難支援体制づくりについてです。

6月議会で池田議員から質問がありましたが、そのときの回答で令和6年1月末時点で2,832名の避難行動要支援者名簿を作成しているとの回答がありました。その中で令和5年度末までに51名の個別避難計画が策定されているとの回答があり、僅か2%にも満たない達成率となっています。今回第9期では、現状を反映し、3年間で累計80件を目標とする現実的な数値になっています。ただ、策定に関して非常にハードルが高い項目となっているため、今までどおりの活動で達成が難しいのではないかと考えるのですが、目標達成のため、今後の取組内容について伺います。

2点目は、犯罪被害防止についてです。

毎日のように高齢者を狙った還付金詐欺、屋根の修理などで高額な費用を請求する悪徳業者、最近では「トクリュウ」と呼ばれる強盗事件など、様々な犯罪が報道されています。町では犯罪被害の予防対策として、広く周知するための一つ的手段として高齢者サロンにおいて、要請に応じて相談員を派遣し、機会を捉えて高齢者の意識啓発を行うとありましたが、第9期の講座受講者目標は毎年度25名となっています。サロンの参加者数が1,000人を超える中、この数字で犯罪予防対策として十分と考えているのでしょうか。先ほど言いましたサロンの要請に応じての部分がネックになるとるのであれば、担当者自らがサロンに働きかけるとかする必要があるのではないかと思います。第9期に新たに取組む考えがあるのか、お聞かせください。

以上2点、よろしくお願いします。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

**○副町長（徳居芳之）** 第9期介護保険事業計画のうち、初めに避難支援体制づくりについてお答えいたします。

現在の避難行動要支援者名簿は、平成28年度から作成を開始し、毎年新たに対象となる方を追加しています。一度名簿に掲載された方については、死亡や施設入所などの情報が確認できた場合に限り削除していますが、それ以外の方については名簿が更新されていない状況です。また、現在の名簿には対象でない方も含まれているため、今年度は新規対象者と併せて既に名簿に掲載されている方にも確認書を送付し、正確な情報を把握することとしています。

個別避難計画については、国の指針において重度の要介護状態や障がいの有する方など、優先度の高い方について令和8年5月までに策定することとされています。本町においても避難行動要支援者のうち、まず人工呼吸器を使用している方等の優先度の高い方を対象に、町が主体となり自主防災組織や民生委員、児童委員などの避難支援関係者と協議の場を設け、個別避難計画の策定を進めており、現在町全体で64名の計画を策定しています。さらに、来年度からは障がい者相談支援事業所や居宅介護支援事業所に個別避難計画の策定を委託する予定です。

障がい者の相談員やケアマネジャーは、対象者の生活状況や健康状態、支援ニーズを熟知しているため、個々の状況に応じた内容を個別避難計画に反映することができるようになります。しかしながら、避難行動要支援者が避難する際に重要な役割を果たす避難支援実施者については、地域の協力体制が整っていない場合もあり、確保することが非常に難しいケースが多くあります。その場合、町が主体となり、避難支援関係者やケアマネジャーなどと連携を強化し、避難支援実施者の確保に努めながら、実効性のある個別避難計画の策定に取り組んでまいります。これらの取組により、低迷していた個別避難計画の策定率を向上させ、災害時における避難支援体制の強化を図ります。

次に、犯罪被害防止についてお答えします。

本町では、犯罪被害防止の取組の一つとして、商品やサービスなど消費生活全般に関わる疑問やトラブル等を公平な立場で対処する松前町消費生活相談窓口を設置しています。この相談窓口では、悪質商法などの被害に遭った住民の紛争解決のための相談業務を行っているほか、被害を未然に防ぐための消費者教育の講座を小・中学校や地域のサロンで行っています。これらの業務は専門性を要することから、本町では東温市と砥部町と連携し、消費生活アドバイザーの資格を有する専門の相談員を共同で雇用することにより、専門的な知見から業務に対応できるよう、本町窓口月に5日間配置できるようにしています。

また、松前町の高齢者を対象としたサロン事業については、ふれあい・いきいきサロン事業として独り暮らしであったり、家族がいても昼間は一人きりであったりし、家に閉じ籠もりがちな高齢者が気軽に出かけのきっかけとなり、寝たきりや認知症の予防となることを目的に開設されています。

このふれあい・いきいきサロン事業は、令和6年12月現在、43団体、約1,000名の登録があり、サロンごとに様々な活動が行われ、非常に多くの高齢者が参加する事業となっています。高齢者サロンにおける犯罪被害防止の取組としては、悪質商法等による消費者トラブルを防止するための講師派遣を町が行っているほか、詐欺などの犯罪被害を防止するための講師派遣を警察に行っているなどしています。これらの取組は、いずれも松前町社会福祉協議会を窓口として、各サロンからの要請により行われているものであり、町ではこ

の要請に応じられるよう専門の相談員の配置調整などを積極的に行っています。

松前町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画における町による犯罪被害防止のための講座受講高齢者数の目標値は、高齢者サロンからの要請により講座を開催するという仕組みのため、過去の実績値に基づき25名と設定しています。高齢者の犯罪被害の防止は、普及啓発、注意喚起を徹底した上で、見守り体制、相談体制の充実を図ることが重要であるため、目標値の達成をもって犯罪被害防止の取組が十分であるとは考えておりません。

今後も警察や松前町社会福祉協議会と連携を図りながら、高齢者サロンへの講師派遣の周知を徹底するとともに、それぞれの機関が連携した見守り体制、相談体制の充実に取り組むことにより、犯罪被害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 非常に前向きな取組、ありがとうございます。

目標が達成できたから終わりじゃなくて、今後各職員の方が、関係課の職員の方が一歩踏み込んだ活動を今後も続けていっていただきたいというふうに思います。

これは松前町ではありませんけれども、ある町で町政運営で行政改革の推進強化として、国や県から言われることだけをやっていけばよい時代は終わり、自発性、能動性を持って、行政運営、町の特色を生かしたまちづくりを進めると、このことを柱にしている町もあります。職員数も増員することが承認された今、自発的に働ける人材育成に努め、安心して住み続けられる松前町に向けた取組を進めていってほしいと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後0時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 池 内 邦 仁

松前町議会議員 池 田 幸 子



12月23日（第3号）



## 令和6年松前町議会第4回定例会会議録

令和6年12月23日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 重松 知之  | 2番 池内 邦仁  | 3番 池田 幸子   |
| 4番 西村 元一  | 5番 渡部 恵美  | 6番 曾我部 秀司  |
| 7番 住田 英次  | 8番 田中 周作  | 9番 城村 トキ子  |
| 10番 影岡 俊範 | 11番 稲田 輝宏 | 12番 村井 慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑  | 14番 加藤 博徳 |            |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村 元一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 田 中 浩 介 |
| 副 町 長           | 徳 居 芳 之 |
| 教 育 長           | 足 立 一 志 |
| 総 務 部 長         | 大 川 康 久 |
| 保健福祉部長          | 早 瀬 晴 美 |
| 産業建設部長          | 渡 部 博 憲 |
| 出 納 局 長         | 仙 波 晴 樹 |
| 教育委員会<br>事務局 局長 | 住 田 民 章 |
| 総 務 課 長         | 平 村 展 章 |
| 財 政 課 長         | 田 中 志 延 |
| 税 務 課 長         | 塩 梅 敬 介 |
| 危機管理課長          | 金 子 裕 之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 柏原 正   |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 山田 善仁  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子 貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議会事務局長      | 楠 田 匡 志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳 本 敏 子 |

令和 6 年松前町議会第 4 回定例会

議 事 日 程 表

No. 3

令和 6 年12月23日（月）

午前10時30分

開議

- |         |               |                                                 |    |    |
|---------|---------------|-------------------------------------------------|----|----|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名    |                                                 |    |    |
| 日程第 2   | 議案第79号        | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例                |    |    |
| 上程      | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第 3   | 議案第80号        | 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例             |    |    |
| 上程      | 委員長報告（文教厚生）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第 4   | 議案第81号        | 松前町企業立地促進条例                                     |    |    |
| 上程      | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第 5   | 議案第82号        | 松前町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例 |    |    |
| 上程      | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第 6   | 議案第83号        | 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定について                        |    |    |
| 上程      | 委員長報告（文教厚生）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第 7   | 議案第84号        | 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について                            |    |    |
| 上程      | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第 8   | 議案第85号        | 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                |    |    |
| 上程      | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第 9   | 議案第86号        | 令和 6 年度松前町一般会計補正予算（第 4 号）                       |    |    |
| 上程      | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第10   | 議案第87号        | 令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）                 |    |    |
| 上程      | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第11   | 議案第88号        | 令和 6 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）                   |    |    |
| 上程      | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 追加日程第 1 | 議案第89号        | 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                       |    |    |
| 上程      | 提案理由説明        | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 追加日程第 2 | 議案第90号        | 令和 6 年度松前町一般会計補正予算（第 5 号）                       |    |    |
| 上程      | 提案理由説明        | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 追加日程第 3 | 議案第91号        | 令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 4                    |    |    |

号)

| 上程      | 提案理由説明 | 質疑                               | 討論 | 採決 |
|---------|--------|----------------------------------|----|----|
| 追加日程第 4 | 議案第92号 | 令和 6 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |    |    |

| 上程      | 提案理由説明 | 質疑                            | 討論 | 採決 |
|---------|--------|-------------------------------|----|----|
| 追加日程第 5 | 議案第93号 | 令和 6 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |    |    |

| 上程   | 提案理由説明 | 質疑 | 討論 | 採決 |
|------|--------|----|----|----|
| 閉 議  |        |    |    |    |
| 町長挨拶 |        |    |    |    |
| 閉 会  |        |    |    |    |

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告します。

4 番西村元一議員から欠席届が提出されています。

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

5 番渡部恵美議員、6 番曾我部秀司議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第2 議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第79号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る12月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第79号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第79号は、刑法等の一部を改正する法律により刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて禁錮刑が創設されることに伴い、規定の整理を図るため、所要の改正を行うものです。

○議長（住田英次） 稲田議員、拘禁刑ですが、ちょっと訂正してもらえますかね。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 言い間違えた。

○議長（住田英次） 議案第79号はというところから、またお願いできますか。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 最初からいきます。

議案第79号は、刑法等の一部を改正する法律により刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、規定の整理を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告い

たします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第80号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第3、議案第80号松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月10日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第80号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第80号は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センターにおける職員配置が柔軟化されたため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、現状で配置人数が不足しているという問題はないのかとの質疑があり、地域包括支援センターの3職種が担う業務については、一般介護予防事業や権利擁護業務、総合相談等があり、現在の5名体制で業務は担えているとの答弁がありました。

委員からは、今後もきめ細やかな対応をお願いしたいとの意見がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第81号 松前町企業立地促進条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第4、議案第81号松前町企業立地促進条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る12月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第81号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第81号は、南黒田工業団地に立地する企業を奨励金の交付対象とするほか、雇用促進奨励金の額を引き上げ、その交付要件を緩和するため、及び規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において、この条例改正によって奨励金対象業種も増えてくると思うが、工業地域及び工業専用地域、産業導入地区以外の地域に指定事業者になり得る企業は立地しているのかとの質疑があり、指定事業者は対象業種を製造業、運輸業及び卸売業としている。この条例が適用される特定地域以外の白地地域には、指定事業者の指定の条件にかかるよう

な企業は立地できないとの答弁がありました。

また、第2条に企業立地の項目を定めないのであるかの質疑には、第10号で特定地域への事業所の新設等を企業立地と定めていることから、新たに定義する必要はないとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 議案第82号 松前町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第82号松前町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る12月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第82号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第82号は、工場立地法により定められた緑地及び環境施設の敷地面積に対する面積割合に関する準則に代えて、産業導入地区の南黒田工業団地について、緑地及び環境施設



の面積割合を条例で定めるとともに、現条例で準則を定めている工業地域及び工業専用地域の緑地及び環境施設の面積割合を引き下げするため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第82号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第83号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第83号松前町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月10日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第83号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第83号は、松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により松前町総合福祉センターの指定管理候補者を選定したので、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、評価委員の評価は非常に高かったがほかに意見はなかったのかとの質疑があり、単年度の決算状況の改善を行って経費削減に努めることや、行事によって

は開鍵時間を早めるなどして利用者の利便性を図ることができないかという意見があったとの答弁がありました。

次に、指定管理者と連携して住民の要望に速やかに対応できているのか、連絡体制を確保しているかとの質疑があり、健康課に直接要望は上がってきていないが、社会福祉協議会と情報共有を深めて、要望があれば連携して対応をしていきたいとの答弁がありました。

委員からは、日頃から指定管理者と連携強化を図り、連絡体制を構築し、速やかに住民の要望に対応できるようにしてほしいとの意見がありました。

次に、評価結果に経費削減に努めることとあるが、経費削減を優先するとサービスの低下につながるのかとの質疑があり、経費の削減については消耗品やペーパーレス化での対応を要望し、サービスの低下にはつながらないようにしていくとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第83号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

日程第8 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討

## 論、採決)

○議長（住田英次） 日程第7、議案第84号愛媛県市町総合事務組合理約の変更について及び日程第8、議案第85号愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についての2件を一括議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る12月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第84号及び議案第85号について、その審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第84号愛媛県市町総合事務組合理約の変更について御報告いたします。

これは、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団が解散することから、地方自治法第286条第1項の規定により令和7年3月31日をもって津島水道企業団を本組合から脱退させることに伴い、愛媛県市町総合事務組合理約を変更するに当たり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第85号愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について御報告いたします。

これは、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団が解散することから、地方自治法第286条第1項の規定により令和7年3月31日をもって津島水道企業団が本組合から脱退することに伴う当該組合の財産の処分について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査において、津島水道企業団への還付金について質疑があり、還付金額は49万699円であるとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第84号及び議案第85号の報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第84号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第84号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第85号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第85号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第86号 令和6年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第10 議案第87号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第11 議案第88号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第9、議案第86号令和6年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第10、議案第87号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号及び日程第11、議案第88号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号の3件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る12月10日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第86号から議案第88号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第86号令和6年度松前町一般会計補正予算第4号は、3億127万1,000円を追加し、総額を141億8,961万2,000円とするものです。

審査において、総務部所管等については、聖浄苑の火葬炉取壊しに当たり、ダイオキシンが見つかったその除去に係る聖浄苑負担金の負担割合と算出根拠について質疑があり、斎場の建設費割は伊予消防等事務組合負担金の負担割合に関する条例施行規則で定められており、人口割が全額の70%、均等割が30%である。これは聖浄苑を利用している一市二町で按分しており、松前町の負担額は1,262万4,000円となっているとの答弁がありました。また、ダイオキシンの除去に係る費用に国から補助はないのかとの質疑には、伊予消防等事務組合からはそういった補助等があるとは聞いていないとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、県営事業負担金（港湾）について、経費の一部として4,000万円以上を負担することになる。緊急を要するような工事でもないが、補正予算に計上しなくてはならない事業なのか。そもそも港湾の管理は県ではないのかとの質疑があり、町は工事発注をしていないが、県が毎年のように港湾の管理としてしゅんせつ、補修などの工事を実施している。町としては松前町内にある港湾ということで、県からの委託を受けて管理を行っており、愛媛県港湾管理条例に基づき工事費の一部を負担しているとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、松前町国体記念ホッケー公園施設整備事業について、歳入予算の100万円はふるさと納税型クラウドファンディングの当初の計画段階での目標額を計上したのか。現在目標額を超えたため目標額の設定を300万円に上げているが、最終的には寄附額に応じた歳入予算に補正するのかとの質疑があり、100万円の予算は当初の計画額を計上した。歳入予算については、予算額よりも寄附額が多くなっても歳入として財源にすることができる。どこまで予算計上をするかは財政課と協議したいとの答弁がありました。

また、寄附額は12月18日時点で202万円で、令和7年1月31日の受付期間までにはさらに寄附額が増え、必要となる消耗品費などが増えると思うが、3月補正予算に計上をするのかとの質疑があり、寄附額が増えるとクラウドファンディングに要する経費の不足が見込まれるが、3月補正では請求のタイミングに間に合わないため、予算流用による対応を考えたいとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第87号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、3,053万8,000円を追加するもので、補正予算の主なものは、保険給付費等交付金償還金の前年度の精算に伴い、県からの交付金の受入超過分を償還するものです。また、高額療養費負担金が昨年度の給付実績、月平均額約2,300万円に対して、今年度は10月までの月平均額が約2,400万円と増加してきており、不足が見込まれることから増額計上するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第88号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定に280万円を追加するものです。

福祉課所管分の歳出においては、介護予防・生活支援サービス事業費について、要支援認定者等に対しヘルパーを派遣し生活上の支援を行う訪問型サービスの費用が増加しており、今後も要支援認定者数の増加と事業費の伸びが見込まれることから、不足する負担金を増額計上するものです。

また、歳入においては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額により、国、県、支払基金からの交付金及び町の一般会計からの繰入金を増額計上するものです。また、保険者機能強化推進事業及び介護保険保険者努力支援事業に対し、新たに交付金の決定があったことに伴う財源振替を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第86号から議案第88号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第86号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第86号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第87号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第87号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第88号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第88号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

ただいま田中浩介町長から、議案第89号から議案第93号までの議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第89号から議案第93号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 議案第89号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 追加日程第1、議案第89号松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 追加の議案書の3ページをお開きください。

議案第89号について提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(住田英次) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第89号について補足して説明いたします。

議案書は3ページからですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料の3ページを御準備ください。

この条例は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、職員及び特別職の給与を改定するため、関係条例を改正するものです。

条例改正の概要ですが、1の職員の給与改定では、一般職の給料について今年度4月1日付けで給料表を改定し、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料を平均3.2%引き上げるものです。

次に、期末手当、勤勉手当ですが、今年度の12月分の両手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末手当については100分の122.5月分から100分の127.5月分へ、勤勉手当については100分の102.5月分から100分の107.5月分とするものです。

なお、期末手当、勤勉手当ともに、令和7年6月と12月の支給割合を調整し、支給割合を平準化することとしています。

続いて、2の特別職(議員)の給与改定については、今年度の12月期末手当を0.05月分引き上げ、100分の170月分から100分の175月分とするものです。



また、この特別職の期末手当についても令和7年6月と12月の支給割合を調整し、支給割合を平準化することとしています。

参考資料の4ページを御覧ください。

3の非常勤特別職の給与改定では、高度な専門性を有する有識者等の報酬額の上限について、今年度4月1日付けで現行の3万4,300円から3万4,700円へ引き上げることとしています。

次に、4の会計年度任用職員についても先ほど説明した一般職と同様に取り扱うこととします。

以上で議案第89号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第89号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案どおり可決されました。

~~~~~

追加日程第2 議案第90号 令和6年度松前町一般会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

追加日程第3 議案第91号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

追加日程第4 議案第92号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

追加日程第5 議案第93号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 追加日程第2、議案第90号令和6年度松前町一般会計補正予算第5号、追加日程第3、議案第91号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、

追加日程第4、議案第92号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号及び追加日程第5、議案第93号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 追加議案書（予算）の3ページをお開きください。

議案第90号から議案第93号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、各会計とも人事院勧告に伴う人件費のみの計上でございます。

予算の議案書3ページをお開きください。

令和6年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,849万9,000円を追加し、総額を142億7,811万1,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書29ページをお開きください。

議案第91号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万1,000円を追加し、総額を30億6,292万7,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書45ページをお開きください。

議案第92号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万7,000円を追加し、総額を6億216万4,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書59ページをお開きください。

議案第93号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ567万8,000円を追加し、総額を30億6,587万5,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万2,000円を追加し、総額を2,226万1,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第90号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第90号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案どおり可決されました。

議案第91号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第91号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案どおり可決されました。

議案第92号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第92号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案どおり可決されました。

議案第93号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第93号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長より挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の許可をいただきましたので、令和6年第4回定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に十分配慮してまいります。

さて、私が町長として松前町の町政を担当させていただき、早いもので1年がたちました。この間、町政のかじ取り役としての責任と職務の重大さを実感するとともに、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をいただきながら、新しいまさきに向けた施策をスタートすることができました。この場をお借りして改めて深く感謝の意を表したいと思い

ます。本当にありがとうございました。

現在、次年度に向けた予算編成作業を進めているところです。2年目に取り組むべき課題は、さらなる地域活性化と暮らしの質の向上です。給食費の無償化や学校生活支援員の充実のための勤務形態の見直しなど、子育て支援の充実や教育環境の改善により若い世代が安心して生活できる町を目指すほか、持続的なまちづくりの担い手となる若者の定住促進のため、地元企業の支援やスタートアップ支援を強化した働きやすい環境の整備、国と連携した重信川堤防の強化に加え、南海トラフ巨大地震への備えをはじめとした防災・減災対策、さらに観光資源の活用や地元特産品のブランド化による地域経済の活性化にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、高齢者に優しいまちづくりとみんなで支え合うまちづくり、これにつきましては、地域福祉計画を策定し、互助、共助の力で地域住民の皆様の生活上の様々な悩み事や困り事を解決していく地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

まだまだ様々な課題が山積している中、これからも地域の声に耳を傾け、課題が希望に変わる新しいまさきの実現を目指してまいりますので、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、引き続き御理解と御協力、御指導、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位をはじめ町民の皆様のつつがない御越年と、皆様にとりまして輝かしい幸多き年となりますよう祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和6年松前町議会第4回定例会を閉会します。

午前11時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 渡 部 恵 美

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

